

第三十一回 参議院文教委員会公聴会會議録第一号

昭和三十四年三月三日(火曜日)午前十一時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 相馬 助治君
理事 後藤 義隆君
中野 文門君
松永 忠二君
竹下 豊次君

委員

大野木秀次郎君
川村 松助君
近藤 鶴代君
下條 康麿君
林屋亀次郎君
吉江 勝保君
荒木正三郎君
坂本 昭君
松澤 靖介君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

公述人

八幡市長全国
公民館連絡協
議会会長 守田 道隆君
慶応義塾
大学教授 山本 敏夫君
ボイスカ
ウト日本連
盟事務局長 小林 運美君
尼崎市社会教育
主事兼尼崎市立
公民館主事 渡辺 英雄君
元横須賀市社
会教育委員 徳永 アサ君
千葉県青年団
協議会会長 川口 浩君

愛媛県連合
婦人会会長 松本 久子君
評論家 田中寿美子君

本日の会議に付した案件
○社会教育法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○委員長(相馬助治君) これより文教
委員会公聴会を開会いたします。

この際、私より公述に入る前に一言
公述人の皆様方にごあいさつを申し上げ
たいと存じます。公述人の方々には
非常にお忙しいところ、本委員会のた
めに御出席していただきましてまことに
御苦勞までございます。厚くお礼
を申し上げます。

本日議題に供しておりますのは社
会教育法等の一部を改正する法律案で
ございまして、この法律が社会教育の
振興、充実はかる上に、今回の改正が
かなり重大な諸問題を含んでおりまし
て、今日まで大いに世論を喚起してい
るのを見ております。本法案が先
国会に提案されて以来、しばしば新聞
雑誌等を初め、種々の団体の会合等を
通じて、本法案に対する批判、賛成、
反対の意見が重ねられて参ったのでご
さいますが、本委員会は本法案の重大
性にかんがみまして、今般この公聴会
を持つことになりました。この公聴会
には三十人余りの方が公述人として希
望をされたのでございますが、本日、御
出席いただきまされた皆様方に、公
述人としておいでを願ひ、十分に世論
を反映していただき、本委員会の審議

に供するような公述をお願いすること
になったわけでございます。

議事の進行上、まず午前中に全部の
方から公述をしていただきまして、午
後一括してこの公述をされたものに對
する質疑を行いたい予定でございま
す。発言の時間につきましては、二十
分以内と御通知申し上げてございま
すが、おそれ入りますが、大体十五分
程度を目途といたしまして、二十分を
こえることのないよう一つぜひ御協力
を賜わりたいと存じます。発言の順序
は賛成反対交互にいたしましてお配り
してございしますが、名簿の順序に従っ
て進めることにいたしたいと存じま
す。

最初に、守田道隆君の公述をお願い
いたします。
○公述人(守田道隆君) 本日はお許し
を得まして、社会教育法等の一部を改
正する法律案に対する意見を申し述べ
ることができまことは、非常に光榮
に存じます。

私は、全国公民館連絡協議会を代表
する会長として、また長く市町村行政
をあずかる一市長としての見解を申し
述べたいと存じます。

まず最初に、結論を申し上げます
と、全国にある八千の公民館と二万六
千の公民館分館を網羅する都道府県の
連絡機関である全国公民館連絡協議会
は、本法案に賛意を表し、そのすみやか
なる成立を衷心からこいねがうのであ
ります。と申しますのは、この結論
は数次にわたって本役員会において

研究を重ね、昨年十月三日、会の意思
決定機関たる評議員会において決定い
たしましたもので、それに基づき、しば
しば参議院教育委員長を初め、委員各
位に陳情を重ねて参ったものだからで
あります。

まず、本法案全体を通じて明らかに
いたしておきたいと存じますことは、
わが国において明治初年以來、八十数
年の教育の歴史を通じて見るとき、学
校教育のみが重視されて、国民教育の
二大支柱の片方である社会教育が軽視
されて来たことはまことに顕著な事実
でありましたが、終戦後せっかく制定さ
れました社会教育法も、現在ではすで
に不十分で、すみやかにその改正をは
かるべきであるという意見は、われわ
れ公民館関係者はもとより、広く教育
に関係する有識者の間に要望せられた
ところであります。全国公民館連絡協
議会においては、昭和二十七年第二回
の全国大会を日光において開催し、公
民館に関する立法の促進を決議して以
来、毎年の大会の中心課題となつて、
政府に要望し続けられたところであ
ります。

今回の改正法案は、このわれわれの
多年の要望にこたえるものとして立案
されたものでありまして、国会御提出
に至りましたことについて、まことに
感謝にたえないところであります。し
かしながら、その内容をつまびらかに
検討いたしますと、われわれの要望し
続けた理想案とは相当な隔たりのある
ことは事実であります。

本会で、過去において論議いたしま
した理想案であるいわゆる単行法制定
の趣旨は、義務教育、同様の公民館の
義務設置でありまして、一世紀になん
なるとする歳月を費して、積み重ねて
参りました学校の義務教育になぞらえ
んとする希望であります。そのため
に、今回の改正法案につきましては、
全国の公民館代表者の間にも種々不
満があり、論議がかわされたのであり
ますが、年々の政府並びに府県当局との
間にはもちろん、市町村内部における
社会教育予算の問題すら容易に打開し
得ない現状において、義務設置その他
の理想案が、たとえば直ちに実現する
とした場合、問題の起るのはいささか
町村自体の財政にあります。三万四千
の公民館に、かりにわずかに一人の主
事を設置するに考えただけでも、現
在の国、地方の財政事情の直ちに解決
し得るものとは思えないのでありまし
て、諸般の情勢を勘案いたしますと
き、現場に足のついた方法として、漸
進的に理想の実現をはかることを適
当とするという判断のもとに、現段階
においては、本法案の実現を、まず緊急
なものとして支持することに決定した
次第であります。

次に、具体的内容について、重要な
諸点について申し上げます。まず、社
会教育の中心施設とも言うべき公民館
は、施設と人から組み立てられてい
ると言えましよう。その施設、設備につ
いては、今日なお昔間、公民館を評し
て看板公民館、青空公民館などと酷評

されているものが少くないのでありますが、これらはいずれも最低基準すら定められていないのによるもので、今後きめられる基準とは、おそらくその最低基準を意味するものと思考されるのであります。この基準は必ずしも強制せられるものではないが、地域社会のレベル・アップを目ざす社会教育施設として一応の基準を定めて、これ以上を達するよう奨励助長するのは当然であることは、学校教育、幼稚園教育その他いづれも同じであります。

教育は人という人について、社会教育主事、主事補、公民館長、公民館主事、主事補等があります。そのうち、社会教育主事、主事補は、従来府県教育委員会に必置、市町村のそれには任意であったが、今回は必置となっており、ただし書に、町村には同主事補を置かないことができる除外例が設けてあります。これは、問題はないようであり、社会教育主事と公民館の館長を必置制にしておきながら、公民館主事その他必要な職員が任意制となっている点は、本会としては不満であり、折衝を重ねましたが、政府といたしましては、必置制に伴う国費並びに地方費の急激な増高の配慮から、数の比較的少ない社会教育主事、主事補を優先させたということでありまして、近い将来に公民館主事、主事補の必置制と、これに伴う財政措置を考えたとの御意向のよう

に承わっております。

今回の改正におきまして、初めて公民館主事の職名、職制を定められたことは、その身分を安定せしめる上に効果のあることは認めますが、財政措置を伴う必置制まで進むことは、公民館

振興のための最も重要な案件と思われる。

今日わが国の当面しております幾つかの憂慮すべき問題の一つに、青少年の不良化の問題がありますが、校外活動の第一線にあつてこれに当りますのは、社会教育関係者が中心でありまして、市町村の社会教育委員は、各種の社会教育団体から民主的に選出された人々であつて、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、関係者の間に立つて助言指導するのは最も適当と考えられます。

最後に社会教育法第十三条を削除して社会教育団体に補助金を支出し得る道を開こうとする改正については、憲法第八十九条との関係についての論議が行われているようであり、この点につきましては、信賴すべき憲法学者の御意見に待つことにいたしたいと思ひます。一面においては、同条を削除すれば、官僚統制や政党の支配を招来するおそれがあると心配されておる向きがあるとのことでありますが、われわれ関係団体に対する御配慮はありますが、すぐ隣りの社会教育法第十二条の規定が厳としてそれを禁止しております。この点については、十三条の規定があつてもなくても同じく守られないおそれがあるということも言えるのではありますまいか。現に、地方の団体の中には、共同事業とか事業受託の形式で補助金同様のものを援助されている向きもあると聞きますが、これはひも

つきのおそれがあるというなまやさしいものではなく、委託する方には事業

計画があるので、これに従わせられるのは当然で、この形式が普及すれば、かえつて弊害ははなはだしいものと思ひます。

私は、この問題で、あるいは起るかもしれないという将来の不安について論議する前に、現在わが国の社会教育が何ゆえに伸びないのか、第一線の社会教育団体の最大の苦悩は何であるかというところを見きわめていたきたいと思ひます。占領下において国情に合わない法律が制定せられたとしますれば、この第十三条のごときは、その好例のサンプルであると思ひます。たとえば、米国の社会教育のごときは、私どもから見れば、あり余る寄付金その他の財源によつてまかなわれている、国や地方公共団体の援助を要しないのに反して、国情、習慣等から、寄付金等の財源の望めないわが国において、公けの援助もなく、何をもちて広範な社会教育活動の財源とするかという問題であります。乏しい自己資金で、いわゆる自腹を切つて社会教育活動をせよというのは、いわゆる竹槍戦法で不可能をいふというものでありますまいか。財源のないわが国民間の社会教育事業は、統制の不安をおそれる前に、事業自体が成り立たない実情ではありますまいか。

こういう意見によりまして、われわれと同調いたしております全国の諸団体をこゝで申し上げますれば、全国知事会議、全国市長会、全国町村会、全国都道府県教育委員長協議会、都道府県教育長協議会、都道府県・五大市社会教育課長協議会、全国公民館連絡協議会、その他全国的な団体が約二十、な

お地方的な団体に至りましては、七十

以上のもので賛成をいたしました。これを望んでおるという事実を申し上げたいと思つてございます。

終戦後民主主義教育のとうとばれる今日に至つても、民主主義教育の戦士と自負する社会教育団体のみが公けの援助のためにいたすなら統制に服するおそれがあると疑われる理由はないと思われまふ。

今日社会教育団体は、ともかくも終戦後十数年の民主的活動によつて苦しい中から自主的なものを身につけて参りました国民の中の良識ある人々の集まりであり、わが国に甘んずるほどのために不当な統制に甘んずるほどの幼稚な段階では絶対になく確信いたすものであります。

以上を要約しますに、今回の改正案は、理想的であるとはもちろん申しませんが、近い将来、理想達成への橋頭堡を築くものとして、私どもはそのすみやかな成立をこいねがうものであります。さらに、今後一そう完璧な社会教育法の実現に御努力願ひたいと存する次第であります。

御清聴を感謝いたします。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。

○委員長(相馬助治君) 次に、山本敏夫君にお願いいたします。

○公述人(山本敏夫君) 私は本法案の成立に反対の意を表明いたします。

まず、第十三条の問題であります。当局は、憲法八十九条において、教育と社会教育につきまして、その解釈において前者をこゝに狭く、後者を広く解釈をいたしまして、それに論拠を求めて、社会教育法第十三条を削除す

れば、この社教団体に対して事柄によつては補助金を出しても憲法に違反しないという立論をなしておりますが、その立論の根拠である八十九条の教育の事業とは、あるいは教育とはと

言つておるところもあるものであります。これは人を教へ導くところの要素を持つてゐるものである、人を教へ導くところの要素を持つてゐない社会教育であれば、公金を出しても八十九条には違反しないという論拠でありま

す。これは法制解釈等を受けまして文部省公報二百四十九号そのほか文部省関係者が大いに唱えておるところであります。私はこの八十九条の教育あるいは教育の事業についての解釈、これがまずどうしても納得がいかないものであります。言葉を縮めるために、人を教へ導く教育をかりにフォーマルな教育といひまして、教へ導く要素のない社会教育の事例をインフォーマルな教育と、こゝにいたしますと――言葉を簡単にするためにそう申すのであります。この教へ導く要素がなければ、あるいはそういう形式がなければ、公金を支出しても差しつかえないんだという解釈は、この憲法第七章の財政の第二章全体の趣旨、構成、文脈から見まして、納得が参りませんし、また八十九条そのものの趣旨に反することになると思つてあります。この「公の支配に属しない」という重大な要件を全く無視するところの結果を招くからであります。この点は偶然であります。けさの朝日の宮沢さんの論議にも無視する結果になるということをはつきり言つておられますが、そういうことになる。で、この社教団体は、法十

条によりまして、「公の支配に属しない」と

要件を示しているのであります。そのパブリック・オーストリティのコントロールの下にないエニイということはすべてということ、そういうものはすべて、ここにおいてフォーマルな教育であるとか、フォーマルな教育だけをこできしておる、インフォーマルな教育はここから除外されるということはこのから出てこない、エニイでありますから。エニイで、しかも、ノット・アンダーとあるのだからそれに属していないところのエジュケーションなエリタープライゼスに対してはすべてとあることがはつきりしてゐるのであります。

ついでに申し上げますが、この英文をごらんになっておりましたが、慈善、これはビネブレント、慈善的などという、ビネブレントを慈善と訳しておる。ところが、御承知のように「慈善、教育若しくは博愛」とあるその「慈善」ということの中に社会福祉事業を包括解釈させまして、わざわざ社会福祉事業法というものを制定いたしました、公けの支配に属するような非常によく手きびしい監督の実体あるいは監督の法制を整えたことは御承知の通りでありまして、「慈善、教育」とあるその慈善だけでは非常に拡大解釈をいたしておる。わずかに「慈善、教育」としておる。「一、一つあるだけで、教育というその「一、一つあるだけで、教育については非常な限定解釈をするといふかかると前後がどういふところの解釈といふことがどうして許さるべきものであるか。社会福祉というものはちゃんと二十五条で出ておる。二十五条で、すべて国民は文化的な最低限度の生活を行うことができる、そこで社会福祉ということが出ておる、その

それからさらに、県教育委員会もこの養成に当り、さらにその資格の認定に当り得るということに關しまして、県教委の性能等の実態から考えまゝして納得参らないのであります。

それから、社会教育委員の問題であります。これは元来御承知のように諮問、助言——今度は指導助言という点を強く出してきておりますが、この点を強く出してきておりますが、この点でも住民の間における意思の反映という点に力点が置かれるはずである。ところが、指導助言ということになれば、先ほど来出ておりました社会

持つておる。新しい教育委員会法すなわち、地方教育行政の組織及び運営に關する法律、あの法律によりまして、この運営という面を通して内容統制が行われておることは、教育委員会の実体から見まして非常にほつきりしておる。公民館に對しまして、運営の基準ということによりまして、金は大して出す道が開けずして内容統制のおそれがある、かように申せるのであります。

なお、私は、かつて社会教育委員等もやったこともありましたが、公選制のときでありましたが、最後にちよつと

なかつた地帯で落花生であるとか、のりを作るようにする、それらの生産活動と学習活動とを両方合せまして、そして相當な収入を上げてやっておる実態が明らかなのであります。補助金を出さなければやっていけないなんといつても、補助金の占めている率はこれは非常に少い、今後それを多くするといつたところでこれは知れております。しかも補助金の弊害につきましては、昨日も衆議院でありましたか、国会において自民党の方からも、この補助金制度というものは何とかこれは整理しなければいかぬという説が續り返

○公迷入(小林運美君) ただいま、非常に詳細な御意見を拝聴いたしました。何でもございせんが、長年社会教育の仕事に携わって参りまして、今回の改正の案が出ましたことにつきまして、私は両手をあげて賛成をいたしました。むしろ、もっともつこういう法律は、われわれの理想かといへばもっとやつていただきたいという考えを持っております。ただいま御意見を拝聴いたしました、非常にけっこうだと思ひます。われわれは専門家ではありませぬので、教育基本法、憲法、あ

るいは行政法とか、そういうようなつながりや、そういう点については、ただいまの御意見に傾聴いたしますけれども、一方翻って見ますに、国に憲法があり、いろいろの法律ができておりますが、これはいつもいろいろの社会情勢によって改正が行われております。この国会でも、いろいろの法律の改正が行われておる。また必要に応じて新しい法律ができてくる。これはそのときの社会情勢によるものでございまして、一ぺんきまったものは絶対に變えてはいけないという理論は成り立たないと思ひます。こういうことを私が言うのは、釈迦に説法でございすけれども、ただいまの御意見を拝聴して、そういう考えを持ちました。

それからもう一つは、私たちは、日本全国の社会教育関係の専門家の方々、また一般父兄の方々にいつも接しております。その国民全般の声を、こういうところで反映をすることも非常に大事なことでないかと思ひます。というのは、現在、社会教育に關係のあるいろいろの団体がたくさんありますが、われわれボーイスカウトもその一部門でございまして、われわれは父兄の方々にいろいろ接してお話をいたします。で、われわれのボーイスカウトの教育の内容を申し上げますと、父兄の人たちは、そんないい教育法があったのにわれわれは知らなかった。そういうものに対して、何とか政府がお金を——政府といいますが、われわれの出した税金を使う方法がないのですか——これはないのだということを申し上げますと、一般の父兄の方々は驚いておられます。それには、こういうことでできないのだということを話します

と、そんな法律はだれがいつ作ったのかわれわれは知らないけれども、何とかして、早く改正してもらいたいというのを方々で言われます。この国民の声を、良識ある参議院の方々に、一つよくお考えを願ひたいと思ひます。これが私の一つの観念であります。

う一つは、現在いろいろの新聞等にぎわしてあります非行少年でございすが、これらは、当然に起ってくる私は問題と思ふ。ところが、われわれの出した税金でこういう不良少年と申しますか、非行少年を導くために、あるいはいろいろの施設が行われております。この金額は国の予算の相当の重要な部面を占めておるといふことも御存じの通りでございす。ところが、雨が降りまして、山に水が出てくる、木を切つてしまふ、従つてその水が洪水となつて下流の農村を荒します。ちょうど現在の非行少年はその農村のいい田畑を荒しておるのと同じでございまして、もつと基本的な、山を治める方面に金を使うことが一番大事ではないかと私は考えます。教育の中に、学校の教育、社会の教育、家庭の教育というやうなものもございす。特に私が感じますことは、この一般の社会教育、青少年の社会教育に対して、何らの手が打つてない。法律であらなければいかなぬ、こうしなければいかなぬといういろいろの禁止はありますけれども、そういう方面を奨励していくやうない教育があつたら、それを助長するやうな施策をほとんど講じておられない。すなわち山に木を植えて、そうしてあらしのいゆる水を、雨をたくわえる、そしてスムーズに水を流して、これが灌漑用水になるといふこの理屈

はわかつておつても、これをやつてない。すなわちダムが作つてない。社会教育は山の中におけるダムと私は考えます。これが全然行われていないということは、はなはだ残念でございす。

いろいろの理屈はございしようが、今度の法律改正によりまして、すなわち十三条の削除によりまして、これらのことが幾分緩和されるならば、社会教育の面に非常なプラスになると私は考えております。ただいまいろいろそれに対する分析もございまして、ところが、十二条と十三条の關係についての御意見も承りましたが、私たちは、長年こういう社会教育の運動すなわちボーイスカウトの運動をやつておりますけれども、御心配になるやうなことは全然ないというふうには考えます。ヨーロッパ諸国におきましては、あるいはアメリカ、最近、東南アジアにおきましては、われわれのボーイスカウトの運動が非常に盛んになつて参りました。ということは、アメリカのごときは、先ほどもお話しございましたけれども、日本の国情とは違ひます。父兄が寄付金をし過ぎて困つてしまふというやうな状態でございまして、これはわれわれの日本の現在の状態とは違ひますが、特に私は関心を持っておりますのは、東南アジアにおける最近のボーイスカウト運動に對して、その各地の國々の新興國家が、國をあげての援助をしております。このボーイスカウトについてだけのこと申し上げますが、われわれボーイスカウトの運動は、戦争前に、大正の十年ごろから始まりまして、昭和十六年に時の政府によって解散をさ

れるまでに、約二十万人のボーイスカウトの制服を着た子供がおります。戦後復活をいたしました、最近だんだんふえて参りましたが、フィリピンにおきましては戦争前はアメリカの支配にありまして、ボーイスカウト運動も多少はございまして、戦後、政府の奨励によりまして、三十数万人のボーイスカウトがでさ上りました。先般、私はフィリピンにおきまして、この急速な進歩につきまして、それらの人と話し合ひをしましたが、これはすべてそういう財政的援助があつたからでございす。財政的援助がある、それにひもがついて、その時の政府に支配される。あるいは官僚の統制になるというやうな御意見でございしましたが、現在の世界の良識はそんな簡単なものでないといふことを御認識を願ひたいと考えております。われわれの日本におけるボーイスカウト運動につけてもそうでございす。變なひもがつけれらるなら、それは直ちに私は切り得る社会情勢——現在の情勢であると考えております。

なお、私はいろいろの点について強調を申し上げたいことはたくさんございす。あるいは市町村に社会教育のため専門の人を入れるといふことにつきましても、もうすでに時がおそいくらいでございす。こういう必要ならに國家の費用、いわゆる國民の税金を使うのは、私は當然であると思ふ。それを何だかんだと云つて、法律がどうだこうだと言つてやつております。

これは非常におそきに失しておると考えます。というのは、先ほども申し上げましたやうに、いろいろの非行少年

が出てきておる。あるいはいろいろの施設が——施設と申しますのは、そういう未熟な子供たちが悪いことをした、それで、そういう人々を集めて、莫大な費用を使つておりますが、これも必要ではあります。その根源を断つていくというのがこの社会教育の団体でございす。こういうものに何らかの形で援助を与えるといふことは、先ほど当初に申し上げましたやうに、國民の聲であるといふことを申し上げたいのであります。あまり時間もないようでございますが、私はその二、三の点につきまして強調をいたしたいと思ひます。

以上が私の意見でございす。時間を守りまして、この程度で私の意見を終ります。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。次は渡辺英雄君にお願いいたします。

○公述人(渡辺英雄君) 私は、小さな地方都市の社会教育行政に携わつておる者としての立場から、あるいは公民館の現場職員としての立場から、私見を述べさせていただきます。

ただいま私見という言葉をいたしましたけれども、これは私たちの二十人ばかりではございすが、小さな公民館職員を中心とする研究グループである近畿公民館主事会の数々にわたる討議の結果ともいふべきものであり、皆さんのお手元に先日お届けいたしました討議報告の要約ともいふべきものでございす。従つて、これからの私が申し述べます意見は、ただ単に渡辺個人の意

見ではないということを御了解願いたいと思います。

今次の改正案をめくつて、だれかが言わなければならぬ、あすではおそ過ぎるという声が現場にみなぎつております。そういう感じを強くわれわれも受けるわけでございますけれども、俗に、仕事をせず、けんかをせず、聲刻をせずと、いわゆる三ぜすの宮仕への身では、このような際に自分の態度をはっきりさせるということは、ネコに鈴をつけるネズミの思いがするわけでございますけれども、あえてそれをするのが真に自分の仕事を愛する者の道であり、真に社会教育を愛する者の道であると信じます。がゆえに、あえて鈴つけ役を買つて出たわけでございます。

先日この委員会で文部省の社会局長が発表されたと新聞に報ぜられております一三〇対三〇というこの改正案をめぐる賛否の対比の件でございますけれども、この数字はこの委員会にお

すなれば、お手元の資料「賛成の団体一覧」にごさいます第五回全国都市公民館大会や、第六回近畿公民館振興大会等では、いろいろな立場から批判の声が出されておりましたのにもかかわらず、反対意見を封ずる強引な大会運営ぶりで賛成に押し切っております。また、全国公民館連絡協議会があげられておりますけれども、ここでは全く組織的な討議を欠いております。私たちもこの会に属してはおりますけれども、このように重要な法改正に対する態度というものは、規定、規約がどうあろうとも、本来なら下部において十分討議がなされた後に順次全国的なものとその総意が盛り上げられるべきだと考えられるのでありますけれども、この場合には反対に全国より地方、地方より府県、府県より地区へと、すでに決定された態度が押しつけられ、承認を求められるという非民主的な方式がとられているということを御承知願いたいと思います。

大会といひ、全公連の意思決定といひ、その非民主的な運営ぶりに、近畿におきましては会長の不信任、あるいは全役員の引責退陣の要求の声さえ出ているということを御報告いたしておきたいと存じます。

私たちの兵庫県公民館連盟には研究部会というものがあり、若い主事十二名が研究部員として委嘱を受け公民館のあり方について研究をいたしており、私もその末席を汚しておりますけれども、つい先日、法改正に対する賛否について県下の公民館に対しアンケートを行いました。その結果はお手元の資料にしるした通りでございますが、この調査結果から私たちは次の

それは、今次法改正に対する態度を分析して参りますと、まず第一番目にこの無関心型というのがあげられます。この無関心型というのは、全く不明である、法改正に対して何ら関心がないという態度をとっている。

それから二番目には無批判型というのがございます。これは賛成者の中に多く見られるわけです。社会教育の主体性が確立するためには若干の国家権力の介入はやむを得ないとか、公民館主事の国費負担は賛成であるとか、公民館主事の身分が保障されているとか、そういうような理由をつけて賛成成意を出しております。

三番目に、百尺竿頭一歩型という型があるわけです。これは一月の二十一日に首相官邸で行われた全園の会長会議の際に行われた陳情に使われた言葉でございますけれども、われわれはこれを全公連型、まあまあの型というふうに称しております。

四番目に初上空論型というのがあります。反対をするけれども態度に表わさないという型でございます。近畿のある県では、公民館運営審議会ではつきりと反対が決議されておるのにもかかわらず、それを全然表に出していないという実態がつかまれております。

その次に実践的批判型というのがあります。これは批判を通じて自己の態度をはっきりさしていくという型である。これが反対という票で出ておるわけでございます。本来社会教育の活動というものは考える人間の形成を目ざしており、公民館活動は国民の間に批判精神の芽をえることを目ざしていなければならないはずであります。不

当然支配に属さないで自主的に考え、自由な批判の上に立つて行動するはずの公民館人が、そのように無批判に行行動したり去勢された態度では、今後の行く先が憂えられてならないと言わなければなりません。

次に、私たち近畿公民館主事会の討議報告では、「パンを求めて石を与えられた」という言葉で、この改正法案に対する感想を端的に表現いたしました。私はこの機会にこれまで七回にわたる全国公民館大会の記録を調べてみました。が、先ほども守田会長から意見の開陳がございましたように、第二回の開日光大会以来、常に法改正または公民館(単行法)の制定が論議の焦点になっておりますが、そこでは公民館の市町村必置制と主事者の身分保障が中心の事

るを得ないわけでございます。岸総理は天の声を聞くと言われましたけれど、も、天の声とは民の声であり、現場の職員の声でなければならぬと考えます。文部省はもつとわれわれ現場職員の声の声を聞いてほしいということをお願い申し上げておきます。もし文部省の立案された方たちが、そのような声は聞いていないと言われるのでしたら、毎年大会には文部省の事務官が出席しておられますけれども、その方々がよほどの難聴者であるかあるいはそれでなければ日本語に弱い、日本の言葉を理解できない方々だったのではないかと考えられます。これからの大会には一つその人選に当ってよく御配慮いただくようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

ら、教育基本法の中に「教育は、不当な支配に服することなく」ということがありますけれども、これはまさに重要な問題点であると言わなければならぬと考えられるわけです。そのような行政担当者は忠実な公務員とは言っても、真によき社会教育行政担当者であるとは言いがたいと考えられるわけでございます。

この改正法案の中心点は、社会教育
主事が市町村の必置制になったのに対
して、公民館主事が任意制のまま職名
が挿入されたにとどまるという点にあ
ると思うのでございます。米子大会
において中島事務官からこの点まこと
に注目すべき助言がなされております。
それによりますと、公民館の性格
は主事の活動の内容によって規定され
る面もあり、社会教育主事は行政に向
き、公民館主事は大衆に向いて仕事を

する。そのことは公共性と大衆性というものの違いでも表現できようというのでございませうけれども、行政の面、あるいは公共の面という点のみが強調されて、大衆の面、大衆性という点が軽視され、無視されているというところの問題があります。しかもその社会教育主事の講習、認定、研修の制度を拡充いたして、政府の御用命の行政担当者、政府御調製の下社会教育主事を全国に設置することによって社会教育活動の政府干渉、官僚統制を強化するものであり、その任務は指導助言にあつて指導監督することは禁止されていると申されるかも知れませんけれども、ついでこの間までこの国にはGHQによって勸告という名の強制が行われ、指導という名の指令が存在していたというまなましい記憶があるのでございませう。社会教育主事を必置することによって、教育行政の縦の系列は強化されるかも知れませんが、横の系列を、横の結合を固めていくという点が全くなおざりされているという点にこの法の持つ問題点がございませう。現在の公民館は全く六無齊公民館であります。ないないづくしの公民館というのは笑ひごとではない、悲しい現実であります。これは公民館関係者の自嘲の呼び名といつてよからうと考へられるわけでありませう。第一に建物がない、第二に人がない、第三に市町村当局に理解がない、第四に予算がない、第五に設備がない、そこで第六にそのような悪条件のもとでは活動のしようがない、ないないづくしに終るわけです。そこからさういふ公民館が生まれて参ります。会場を求めてさまよ

い歩く、さすらい歩くという意味であります。また、橋山節公民館というのがあります。定年退職者の隠居仕事として公民館館長または職員をさせるわけにございませう。そのような現状の中で、公民館活動が活発になるわけはありませう。社会教育活動が学校教育活動に比して不振の理由は、一に物的条件整備が不十分であるという点にかつておられます。にもかかわらず、今次改正は社会教育の財的裏づけという点で、むしろその責任を不明確にする改悪であるという印象を強く受ける次第でございませう。現在の社会教育は風にそよぐアシであるといわれております。すべての社会的活動がそうであるように、公民館活動を初めとして社会教育活動というものは、日本の民主化を推進するという目標のもとに真に地域のニーズに合致するものでなければならぬと考へられるのですが、社会教育活動がその地域の真の民主化を目ざして地域のニーズに対応したとき、各種の抵抗が起つております。アメリカの神学者R・ニーバーは「道徳的な人間と不道徳的な社会」という著書の中で、およそ社会の平和と称せられてゐるものは、大てい多くの不正を含んでおり、進んで不正を取り除こうと努力せず、そのまま放置してただ安穩に暮らして不正を取り除こうとするすべての企ては平和を乱すもの、暴行的な行為として非難されるという意味のことを書いてゐるそうですけれども、公民館活動はそのような不道徳的な社会が道徳的な人間の行動に加えるいろいろな不当な圧力——有形、無形の圧力に対して防波堤とならなければならぬと考へられるのであります。し

かしながら、現在のよう不安定な身分のもとでは、そのような活動が行われるわけはありませう。また改正案は、文部省または都道府県教委が設置だけでなく、運営について基準を設け、指導助言を行うとしておりますけれども、それは公民館の活動が形式化し、画一化する危険を生んで参ります。絶対にこの点賛成できないわけにございませう。そのような指導や助言は親切の押し売りとして厚く御辞退を申し上げておきたいと存じます。また健全な公民館の発達という言葉が使われておりますけれども、なぜわざわざ健全という言葉を使用されたのか了解が苦しい次第でございませう。労働組合運動をやるものに対しては不逞のやからと言ひ、真理を語る良心的な学者に対しては曲学阿世の徒という非難を浴びせられるこの国柄においては非常に氣になる言葉であります。ぜひ健全ないう三字は抹消すべきであると考へるわけにございませう。

過去における日本の社会教育の歴史をひもといて参りますと、明治十二年に当時の内務卿であった伊藤博文公が「政談の徒過多なるは国民の幸福にあらず」と論じまして、権力への批判精神を抑へるような教育政策を遂行してゐたといわれておりますが、過去の日本の教育が天皇への忠誠を最高の無條件的な服従を民衆の中に植へつけることを眼目としてきたことがはつきりしております。明治三十年に、神田三崎町に片山潜によって設けられたキンクスレー館の活動を初めとして、多くの先覚者たちが上から押しつけられた教育や、外から与えられる教育を排して、みずからのためのみずから生み出す教育の必要性に目ざめ、そのような活動が真に起りかけて参りましたときに、時の政府は、これを明治末年の幸徳事件のつち上げによって葬つておられます。これ以後日本の教育の、すべての社会的な活動の暗い谷間の時代が訪れてきてゐるわけでありませう。また、大正七年の米騒動を境といたしまして、国民の間にもずから力で立ち上ろうという強い気風が起つて参り、国民の間には、教育を国民のものとしようという運動が起りかけましたときに、治安維持法の公布によって、そのような動きを完全に抹殺し終つてゐるわけにございませう。

私は、今次の社会教育法は昭和の幸徳事件的な色彩を帯びており、また、社会教育における治安維持的な存在であるといつて過言ではないといふふうに考へてゐるわけにございませう。ここで、私たちはこの戦後の反省を想起して、そうしてほんとうに国民のために、国民による社会教育が振興するように、もう一度この社会教育法の改正案については十分御検討をいたしたいで改正いただくようお願いを申し上げておきます。

逐条的な問題につきましては、すでにお配りしてございませう資料によりまして、要点筆記してございませうので、このくらいで私の意見を終らしていただきます。と存じます。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。

○委員長(相馬助治君) 次に、徳永アサ君にお願いをいたします。

○公述人(徳永アサ君) まことにりゅうちような御弁論のあとに、私全くのし

ろうとてございまして、しろうととして意見を述べることがちやうちよいたすのでございませうけれども、私がこの法案に對しまして考へております今日までの経験、そうしてこの方向づけについての意見を述べさせていただきます機会を与えられましたことを大へん仕合せに存じます。

社会教育法の制定から今日まで満十年、その活動は日本の民主化に大いに役立って参りましたし、お台所の奥にありました私も主婦たちが世の中を見ます目、世の中に対して批判をする目、そして私どもが男の方たちと一緒に話をするのできるような、一人前の人間としての扱いを受けることのできるような段階にたどりついて参りましたことは、社会教育の活動がここまで押し上げて下さったものと私は感謝しております。

私思ひますのに、この十年の経験の基礎に立ちまして、法律が私たちのほんとうの要望になつて改訂され、そうして実情に即した方向に、しかも理想を曲げないで、法の基本、法の趣旨、法の本質を曲げないでそれが改正されるという今度のこの改正に對しまして、私は心から賛意を表するものでございませう。

私は、この改正の箇所箇所によりまして、自分の意見を述べさせていただきますが、社会教育主事の市町村の必置制でございませうけれども、従来都道府県に必置されておりましたけれども、社会教育主事の必要は、ほんとうに末端の津々浦々の指導を必要とするのではないかと考へます。これまで皆さんが学ばれたと思つて、またこうしたいと思ひますけれども、いつもその

壁にぶつかり、方法に困難しておりま
す。農村僻地、津々浦々に行き届きま
すように、社会教育主事が市町村に必
置されますという方向を、私も是非
常に歓迎するものでございます。

それから次に、主事の資格の規定で
ございますけれども、社会教育という
のは学校教育と違ひまして、多くの
もつと広い広い範囲の教育をさすもの
だと私は考えます。でございますか
ら、学校の教育の中において、または
大学の教育の中において、この主事の
養成が十分であるということはとうて
い申せません。でございますから、もつ
と広く門戸を開きまして、もつと主
事の養成の道を広くしていただくこと
は大へん望ましいことであると思いま
す。それからその次の、主事の養成を
大学以外の所でもなされますというこ
とでございますけれども、私は大学に
おいても、ますます今後一そう盛んに
これに力を入れていただきたいという
ことを要望いたします。そうしてあわ
せて社会教育につきましては、もつと
行財政の面も理解しなければならませ
んし、もつと広く全国的な視野に立っ
て研究の必要があると思ひますので、
文部大臣が指定しますところの教育機
関または都道府県教育委員会あたり
において、この講習をなされますとい
うこと、それは私大に賛成するところ
でございますし、そうしなければ、
とても大学だけでは及ぶつかないと思
ひます。そして教育専門家だけの分野
において、主事が教育されるというの
では足りない。ただいまも重ねて申し
上げますように、それでは不十分であ
るということを申し上げておきたいと
思います。一そう私が望みますことは、

しろうとの指導者——レイ・リーダー
の指導、そういうところにもでももつ
と広く関心を向けていただいて、全然教
育専門家でないところの一般社会人の
中から、よい指導者を引き出すという
ことに、もつと熱意を持っていただき
たいと思ひてございます。そうする
ことによつてそのしろうとの指導者と
いうものが、もつと民間庶民の間に及
ぼす影響が、私は大きく評価されてよ
いのではないかと思います。この主事
の養成を文部省、文部大臣が行うとい
うことが、ここに学校で行うことにつ
け加えられて参りましたけれども、私
は、これによつて各方面からもひもつ
きの指導者、そして上からの命令によ
る指導というものがふえてくるという
ことを危惧されているようでございます
けれども、私過去において、何度か文
部省の主催する研究集会、全国的なも
の、または地方的なもの、研究集会に
出席いたしました。けれども、そのた
びごとに民主的な社会教育団体という
ものは、どこまでも自主的であり、ま
た中立的であり、中立性を持つべきも
のであり、主体性を持つべきものであ
りということ、そして、時の権力に屈
して、自分たちの考えを曲げたりする
ものではないということ、もうその
たびごとに私たちは教育されてきてお
ります。そうして私たちの意見も十分
にその席において述べてきております
し、それをまた文部省で、そういうこ
とは間違っているというように曲げら
れたり否定されたり、圧力を加えられ
たりしたそういう経験は一度も持っ
ておりません。むしろ私も、新し
くもの考えるような力を養われてき
た、内容に大きく役立ってきたと思つ

ております。でございますから、こう
いった心配をなさる向きは、取り越し
苦労ではないかと思ひますし、また解
釈を曲げていらつしやるのではないか
と私は考えております。いつも文部省の
主催するこの研究集会に出席いたしま
したときに、非常に私は、ほかの学校
教育のことについてよく存じませんけ
れども、社会教育の面の研究集会に参
りまして、いつも献身的に奉仕してい
らつしやいますし、献身的に民主的な
線に努力していらつしやることを認め
ております。

それから次に、公民館関係のこと
でございますが、今まで公民館がござ
いまして、そこに適当な主事さんがい
らつしやらないで、何かあつてなきが
ごとき状態でございました。ですから
ども、ここに主事が必置じゃございま
せんけれども、まだその段階にまで
参りませんでしようけれども、主事が
ここに置かれましてということ、そうす
ることによつて、何かあつた端々
の公民館がびちびちと生きてくるよ
うな気がいたします。あの場所におい
ていろいろな活動がなされ、そうして
もつと広くは、いろいろな農産物の増
収の方法まで研究されるというように
広めて、あそこが活用されますという
ことを、私は希望するものでございま
す。この公民館に主事の置かれること
によつて、全国画一に何か取りきめが
され、画一的な運営がされ、上からの
命令がそのあたりにも圧力を加えてい
くように解釈されるということ、私
たちは自己冒瀆であらうと思ひます。
もつと私たちは公民館に対する認識を
持つておりますし、社会教育団体活動
をしてきた者といしましては、もつ

と主体性を持つております。でござ
いますから、そうした人が配置されるこ
とというのは、その人たちが、その地
域の住民にサービスすることであろ
う、でございまして、そういう
サービスをして下さる方々を十分に配
置していただきたいと思ひます。

それから、問題になつております十
三条に私は触れて、意見を述べたいと
思ひますけれども、私の経験から申し
ますと、いろいろな補助、いろいろな
その経費の不足、会計面のこと、そう
いった不足が出ますたびごとに、それ
については、社会教育団体は、お金を
必要とする活動と、必要としないので十
分には活動とあるもので、必ずしも
そのお金ばかりにたよつてはいけな
いということ、くれぐれも繰り返し今
ままで申して参りました。私もも
うあるべきだと思つて、会員たちが取
りきめました最低の会費、無理のない
会費でもつて会を運営していただく
それに努力をして参りました。しかし
ながら、私も婦人の団体、または都
会の団体においては、それでもたやっ
ては参りましたけれども、時と場合に
よりましては教育委員会の方にお願
いたしまして、共同主催にしたいだ
いたり、いろいろな地域で行われます
社会教育活動が、委託でなされたりす
る現状でございます。私は共催の場
合、これはほんとうにその団体が主体
性を持つて活動をしているとは言えな
いと思ひます。でございまして、補
助金を受けることによつて、もつと
堂々と自分の仕事をしていけるよう
なるのではないかと、またなるべきだ
と思つております。補助金を補助され
ることによつてこれがゆがめられるよ

うな社会教育団体ではないと思つてお
ります。私は、先ほども先生のお話に
ございましたが、社会保障にはより多
く、そして社会教育団体にもより多
くもつと適正に補助金が配賦されてよ
ろしいのではないかと、しかも公平に配
賦されることを心から希望するもので
ございます。社会教育団体、特に青
少年の団体でありますから、私の地域ま
たはほかで様子を見ておられますと、そ
の土地々々の有力な方、特に政治的に
動いていらつしやる方たちのところを
回りまして、指導者たちは非常に寄付
をねだつております。寄付をねだるこ
とにほんとうにうき身をやつすように
寄付をねだつて、そして自分たちの
乏しい会計を助け、そしてそれによつ
て活動しております。その場合に、とか
くやはりその寄付をいただいた方、そ
うの方の意思に沿わなければならな
いような残念な場合がございまして、また
選挙運動のときには利用されている現
状でございます。これはまことに社会
教育団体の活動としては非常に遺憾千
万なことであらうと思ひます。研究集
会も自分たちの団体自身でできるよ
うに、十分に補助金が配賦され、また会
費も無理のない程度にいたしまして、
特に青少年の団体におきましては、子
供自体は生産者ではございませぬが、い
ろいろと生産する道はございまして、
お小づかいの使い方に對しても、そこ
がほんとうのまた教育であつて、お小
づかいをむだな使い方をしないで、自
分たちの団体にきちんと会費を納め
て、それで計画的な活動をするという
こと、そのことは教育ではございませ
んけれども、それだけでは不足する
と私は思ひます。なぜならば日本の世

の経過報告が終るやいなや、京都から出て参りました理事が、大要次のような発言をしたのであります。去年の暮れ方に、文部省の主催の全国社会教育課長会議があった。その席上で、うちの課長が文部省の役人からおしかりを受けた、どういうおしかりを受けたかという、君の方の青年団は勤評に反対をしたり、社会教育法等の一部改正案に反対をしたりして、傾向がよくないから注意しなさいというおしかりを受けたそうであります。それでそのおしかりを受けた課長が、京都へ帰って参りまして、青年団にそういうことを伝えてきたという発言であつたのであ

ります」ところが、その発言が絶えずいなかや、京都以外の他の府県等から、いや、うちの方でもやられたんや、だ、うちの方でもそういうことをやられたという発言が次々に出てきたのであります。さあ大へんです、会議は非常に緊張いたしまして、大休、文部省は自主的な青年団活動を伸ばす役割をしなければならぬ。そういう任務を、持っているにもかかわらず、そういう

自主的な青年団の活動や行動に対しては、
圧迫を加えるのは何事だ、これこそが、
とりもなおさず社会教育法の改正の意
図を事実の上で雄弁に示しているじゃ
ないかということに話が發展いたしま
して、こういう青年団に圧迫を加える
ような文部省の役人には傍聴を許すこ
とができぬということになりまして、殘
念ながら涙をのんで御退場願ったとい
うことになったのであります。こうい
うふうに説明すると大体筋道が合うの
であります。そこでそのあとで、なお

も慎重に話し合いを進めまして、こう
いうふうな圧迫を加える文部省のやり

方、態度は絶対に許さぬ、われわれが四百三十万の青年団の名においてこれを抗議する必要があるということ、で、前例に見られないような圧倒的多数でその抗議をすることを決議をしたわけを決定して、文部省に抗議をしたわけであります。こういう事実を一つ参考までに御記憶願いたいと思うのであります。

それから、今度は私の鼎の事件を申し上げます。たくさんありますが、第一に神崎町というところで起りましたた事件をまずお話しします。要するにこの事件は、ある町長が町の公器であるところの有線放送を青年団に使わせなかつたという事件であります。で、婦人会と青年団は一緒になって東大の太田堯という先生を呼ばって講演会をする事になった、せっかく東大の先生を末端の農村にお迎えするのだから、この内容を町民に周知徹底せしめて、

なるべく大ぜい集まっていただく必要があるだろうというふうに青年の諸君が考えましたもので、有線放送でそれをしようとしたわけです。ところが、有線放送の運営委員長をやっておる町長がそれをストップさせた、だめだと言つて断つた、なぜだめなんだということを青年諸君が詰め寄りましたところが、原稿が長いからだめだ、前例がないからだめだ、アナウンサーがなかな理れていないからだめだといううな理由で断つたそうであります。そこで、青年諸君は、それならば原稿を短かくするからやつてくれというふうに要求したところが、それも取り入れられずに最後まで断わられて、ついに有線放送を使うことができなかったというところであります。ところが、まことに

不思議なことに、よく調べてみましたところが、それより少し前に、今度自民党の参議院の地方区から立候補するといわれている某氏が、講演会をやった際には、なれていないはずの有線放送のアナウンサーが、しかも前例がなないはずの有線放送を、しかも長々とやっておるという事実があるのであります。結局こういうふうに考えますと、参議院議員候補には有線放送を長々と使わせ、まじめな青年団や婦人会の講習会には使わせないということ、これは理屈ではない。町長の本心は、おそらくおれにたてつくような青年には有線放送を使わせたくない。それに第一、青年団や婦人会が講師を呼ばって講演を聞いたり、話し合いをするということになると、何をやるのかわからぬということで、それが心配になつて貸さなかつたようであります。こういう事件があります。

さらに、次に御報告しなければなら
ないことはこれは理由があつてちよつ
と名前は伏しますが、とにかく私の
近辺のある町で起つた事件であります。
これはよくある事件でありますけ
れども、青年団の青研集会、つまり青
年問題研究集会に共催金を出さなかつ
たという事件であります。なぜ出さな
かつたのか、青年団の諸君が聞きまし
たところ、県の青年団の幹部、それか
ら郡の青年団の幹部が講師や助言者と
して来るから、それだから出さないの
だということであります。おそらく傾
向がよくないと見たでしょう。そこ
で、これはとんでもないことだ。県の
役員にしても、郡の役員にしても、わ
れわれの青年団自体が民主的な、合理
的な方法で選び出した役員だ。その役

員をはしからぬというならば、それはとりもなおさず青年団をけしからぬということをいっているのと同じことになる。こういうことは絶対に許せないということ、詰め寄つたために、ついに話し合いが決裂して、共催金ももらえなかつたというところに至つたわけであります。ところが、これも不思議なこと、調べてみましたところが、それより少し前、今度県会議員に立候補する自民党の某氏が講演会をやつた際には、数千円、もつとはつきり申しますと四千円だそうであります。金を使つているという事実が明らかになつたわけがあります。しかもそれが一ぱいに使われているというやうなことであつたらしいです。そこで、今、青年諸君は、この二つの事実を取り上げて、盛んに教育委員会に抗議を申し入れていふという事実があるのであります。今これは進行中の事件であります。

す。それからまた、千葉県下の八日市場市につき最近起きました事件であります。これは青年団から三名社会教育委員会を推薦しなさいという公文書が教育委員会からきた。青年団からいろいろ話し合つて三人名前を出した。ところが、三人ともけられた。それで、今度は数を一人にして、しかも青年団から推薦した以外の社会教育委員を決定して、一方的に押しつけてきたという事件があるのであります。これは理由をいろいろ具体的に調べてみましたところ、その前、八日市場の市長選挙の際に、保守派に青年団と青年団のOBが協力しなかつたというかどで、それからもう一つは人物があまり好ましくもないという理由で断わられたらしいの

それから最後に、私の町で最近起りました事例を一つお話しします。これは青年団関係の社教委員が、町長選挙の際に、現町長に協力しなかったというかどで、そろいもそろって三人首切られたという事実であります。そうしてそのかわりに、だれが社教委員になつたかというと、現町長選挙の際に、一生懸命努力した、いわば選挙の功労者が首をそろえて社教委員になっているという、そういう事実があります。これは私の町で起った事件でありますから間違ひありません。ところが、私のところでは青年団と婦人会が、一生懸命力を合せて不当をつきましたために、ついに最近になりまして青年団から四人、婦人会から四人社教委員を入れることができたわけでありませうけれども、こういう強い青年団、婦人

会の組織を持っていないところではそれが泣き寝入りになるというわけがあります。

以上のような事実を私がお話ししますと、おそらく賛成者の皆様方は、それは例外というものだ。全国ならして見ればそんな事件はほんの部分的な事件だ、あるいは偶然起った事件だというふうに受け取られるかもしれない。ところが、私は絶対そうは考えない。その一見偶然的の事件のように思われるその背後においては共通の本質がある、共通のおそれるべき本質がある、必然性があるということを、ここではつきり申し上げておきたいと思うのであります。どういう共通性か、どういふ必然性かということですが、青年団が自主的に活動をやる、そこまで

はまあまあ黙認するのだけれども、その自主的に活動した結果、している過程で、お上にたてつくような形になるものと、それがごとごとく、ほとんど例外なくやられているという事実であります。おそろく、ここで今までいふんなら団体から発言がありました、それは、基本的に政府の方針に賛同しているからやられないのです。それが、たまたま自主的に活動をやった結果、基本に反するというような結果になった場合には、おそろくごとごとくやられるというところは私は自信を持ってはつきりここで申し上げます。これは、お上にたてつけばやられる。お上の命令に、積極的に、あるいは消極的に協力すればやられないということになると、これは「この道はいつか来た道」という歌がありますが、何かそういう歌を思い出すようなおそろしい結果をもたらずのじゃないかというふうに考え

られるのであります。私も、まだまだこういう事実は山ほど知っております。先ほど言つたように、うんと知っております。そういう、うんと現場でもつてひどい目にあわされてきたわれわれが、今回の社教法の改正の意図を疑うことが、果して不自然でしようか。私の発言が、ためにする発言と聞こえるでしようか。私は、自信を持って、そうでないということをここで繰り返します。その上、私もも青年は、農村でいるんな社会の問題を盛んに学習しております。いろいろな経験と学習を結びつけている中で、これは、勸学や道徳教育や、さらにまた警職法と、一連のつながりを持って出てきた改法であるということをはっきり知ることができたのであります。だから

らこそ、われわれは心配しているの
あります。

結局この法案は、われわれに言わせ
ますと、今までおそれるおそれる干渉や庄
迫を加えてきたものに対して、今度は
本格的に、徹底的に、青年団の自主的
な活動を押えつづけるための法的な根拠
を得るためにやられる改正であるとい
うふうに見られないのであります。
そうとしかわれわれには受け取れ
ません。こういう前提の上に立って、
私は、しばらくの時間、各条文の解釈
を、私どもの見解を明らかにしておき
たいと思うのであります。

まず、十三条の削除の件であります
が、これは、先ほどお話し申し上げま
したように、今まででさえひどくやら
れておるわけでありましたから、今回十
三条が削除されるということになる
と、これはどういう結果をもたらすか
ということは、私がここに言うまでも
ありません。さらにまた、補助金をも
らったって、こつちがしつかりしてお
れば何も自主性を奪われることはない
じやないかという議論もありませんが、
これは全くもって農村の実情を知らな
い卓上の空論であります。おそらく、
失礼な言ひ方かもしれませんが、国会
の議事堂で話し合ひをやっておられる
先生方には、庶民の、ほんとうの農村
の庶民の感情や実態というものは理解
できないのじやないかと思うのです。

とにかく、私の町で申しますと、町長
のところにも文句を言ひに行くのにも、
しようちゆうを一ぱいひっかけて、ぶ
るぶるぶるえながら行くという実情で
あります。そういう実情があるのであ
ります。さらにまた、農林省関係の補
助金が、今日農村にどういふ結果を、

害悪をもたらしているかということ
は、これは私が言うまでもなく、諸先
生が十分承知しているところであらう
と思うのであります。さらにまた、つ
け加えたいことは、この補助金がもら
えるようになる、青年団がうんと金
をもらえ、自由にもらえ、というよう
な印象を与える発言がしばしば行わ
れるのでありますけれども、これは子供
でもわかるうそであります。なぜか。
県や市町村の今日の予算の状況を調べ
てみればすぐわかります。多少のこ
ぼこぼこはありますけれども、ことごとく
社会教育関係の予算は減らされてお
ります。大もとが減っているのに、改正
をしたからといって金がふえるという
論理は成り立ちません。これは子供で
もわかるうそその論理であります。

二番目に、社会教育委員の指導性の
問題であります。これは非常に危険
であります。なぜ危険かといひます
と、先ほど申しましたように、今日
の末端の農村での社会教育委員がど
ういふものであるか、どういふ人たちが
やっているかということを考えると、
これはすぐわかるのであります。大体
は町の有力者につながつている人た
ちであります。しかも、今日の青年の気
持はわからぬ、これは何とかもう少し
訓練をする必要があるじやないかとい
う、いわば、きつい言葉かもしれない
が、前近代的な感覚を持っている社
会教育委員というものが非常に多い
であります。青年団や青年を理解して
いる社会教育委員はだんだん減らされ
ていくという現状も一方にはあるの
であります。こういう状態の中で、こ
ういふ傾向の中で、社会教育委員に指導権
を与えるということになれば、何を

たらずか、これは私が言う必要はあり
ません。もちろん私も、青年団に
対しての指導者が必要だということ
は、皆さんに言われるまでもなく、十
分承知しております。しかし、これが
自主性を押えるような指導はいけ
ないというのであります。そこで、ど
ういふ指導者が必要かということに
なるとあります。それは、青年団と
じっくりと話し合つて、相談して、自
主性を伸ばすような、青年や青年団を
理解した、そういう指導者がほしい
ということでありま。それは、今ま
の法律の上でもりっぱにできること
でありますし、やっていることであ
ります。

主事の養成と必置の件であります
が、大体これはどういふ主事を作ら
うとしているのか、その主事にどうい
う仕事をやらせようとしているのか、こ
れがわれわれは非常に危なかしと思
われるのであります。これには前例から
押してどういふふうにしたということ
であります。正しい仕事をする主事は
大いにけつこうです。しかし、われ
れにはそれは思われぬ。

さらに大学のことは、われわれのよ
うな一介の農村青年には理解できま
せんけれども、何でも言ひ分によりま
す。今日は大学の内容が充実してお
らぬから、従つてそのかわりに文部省や
教育委員会がやるんだというお話で
ありますが、これは全くもって論理の誤
りというものであります。なぜかと
いいますと、大学がまずなければ、な
ぜ大学を充実するような努力をしない
か、そういう努力をしないで、片方
で主事を文部省が養成するというよう
なことを言われるからその熱意が疑わ
れるのであります。

以上いろいろ述べて参りましたが、
私どもには、この社会教育法を改正し
なければならぬ、無理をして、反対
を向うに回して、どうしても改正をし
なければならぬという理由をさらに
見出すことができないのであります。
文部省は、社会教育法を振興するた
めに改法をやるんだ、法律改正をやる
と云つておられますけれども、私はこ
で反対に聞きたいくらいです。今日社会
教育の不振の原因はどこにあるのか、
何が根本的に社会教育の不振をもた
らしているのか、このことを聞きたい
くらいであります。私は、法律を改正
したから、それだけで社会教育が振興
するなどは考えておりません。もつ
と社会教育の不振をもたらし、根本
の原因はほかにあるのではありません。
そういうふうな考えで参りますと、私
どもは、どうしてもこの社会教育法を改
正する理由を納得することができない
のであります。今からでもおそくあり
ません。どうか、これをお出しにな
れませんでした。社会教育の不振がど
こにあるのか、どうしたら社会教育を
振興させることができるのかという振
り出しに返つてその問題をお考えに
なつていただきたいということを特に
お勧めいたします。さらにまた、そ
ういふことを考えた上で、この改正案を
御撤回になられることをお勧めした
のであります。

いずれにしましても、自主的な青年
団活動を守るという立場からして……
○委員長(相馬助治君) 川口君、大
体予定時間を過ぎていますから、
○公進人(川口浩君) その本質や影響
を考えましたときに、どうしても反対

しなければならぬという結論に到達
するのであります。以上。
○委員長(相馬助治君) ありがとうこ
さいました。
速記をやめて。
(速記中止)
○委員長(相馬助治君) 速記を始め
て。
○委員長(相馬助治君) 次に、松本久
子君に御願ひいたします。静粛に願
ひます。
○公進人(松本久子君) 本日この公
聴会にお招きいただきまして、愚見を述
べさせていただきます機会を与えられ
たことをまず感謝申し上げます。
私は、もう賛成者の三人の方が御述
べになりましたのと大同小異ござい
まして、重複する点はなるべく避け
たいと存じます。
申し上げるまでもなく、私は學者で
もなければ評論家でもございません。
ただ一介の実践活動者としての血の
にじむような、こころ終戦後十数年の歩
みをもとにいたしまして、これからの私
の考え方を申し述べたいと存じま
す。

戦後の婦人団体の歩みといたしまし
て、せつかく与えられた男女同権
でありながら、婦人の後進性を、い
かにしてある程度レベルを上げるか
ということにずいぶん悩んできたもの
でございます。特に民主団体としての
あり方は、私たちの会員はそれぞれに保
守の方もございまして、革新系の方も
ございまして、また中立の方もあ
るわけでございますので、民主団体として
うまく運営していく上につきましては、
いろいろな政治的な部門につきまして

は、決議あるいは、そのほか行動に出るといふことにおいては、全く戒めて最近まで参つております。ただここで申し上げられます社会教育法の一部改正につきましては、社会教育法が制定されたから十年間、私たち婦人団体が血が出るような叫びを叫び続けてきた問題の、第十三条削除という点でございます。いろいろ巷間伝えるところによりますと、この十三条が削除されることによって官僚制になるとか、政党支配になるとかというふうな、いわゆるひもつきの可能性が十分あるといわれておりますけれども、それなれば、現在までに一体どのような方法をして婦人団体を運営してきたかといふことを申し上げてみたいと存じます。会費に至りましては、皆さんがお聞きになりますと、現在そのような貨幣はないのでございます。年間一円五十銭でございます。一円という時代が相当たちまして、五十銭上げるといふことが非常に困難であつたといふこと、それは婦人が会費を出すのが惜しいからといふふうなものでなくて、婦人団体の運営そのものがほんとうに魅力的でないといふふうなこともあつただろうと思ひます。その乏しい会費で、愛媛県といたしましては、会員十五万といひましたも年間わずかに二十一万五千円でございまして、それで大ぜいをまかなつていけるかといふことにつきましては、魅力ある行事をすることには、どうしても経費が要るわけになつて参ります。その経費は、現在までは大体全国的に、各県あるいは各町村において、それぞれ名目は違つておりますけれども、委託金という名前であるとか、あるいは付託金であると

か、そのような名目において三洋九拜いたしまして理事者にお願ひして出してもらつておる。この金によつてようやくさやかな運営が営まれてきたのでございまして。この過去十年間における事業委託金、付託金なるものが今回の補助金の性格とあわせ考へてみましたときに、いかにおそろしいものであるかといふことを、これこそ私は官僚制、政党支配の大きな原因になるような経費の支出であつたのではないかと、にもかかりませず、私たちはたゞいま申し上げましたごとく、民主団体の性格にかんがみまして、官僚にも統制されない、政党にも支配されない、このような運営をしてきました結果、今さら自主性が失われるとか、そのような言葉が出ることも自体、私はこれはおかしいことだと思ひます。ことほどさうやうに婦人団体は幼稚ではないのでございまして。もう自主性は十分できておりますので、たびたびの文部省の主催の会議におきましても何とかしてこの十三条削除といふことを願ひましたが、毎年毎年口をすっぱくして申しましたが、何とも聞いてくれないので、もうこのあたりでこの十三条削除といふ補助金の要請といふことはやめようじゃないかといふことが昨年度でございまして。そうしましたら、昨年このような改正案が出ましたことにつきまして、やはり私たちが叫んできたことが無意味でなかつたといふふうな考へておるのでございまして。十三条を削除された後もひもつきになる可能性は過去よりもはるかに薄くなる、こゝろの現状は理想的でないかも知れませんが、ある一歩進歩の意味におきまして大いに賛

意を表するものでございまして。もちろん理事者にポケット・マネーを支出していただくために三洋九拜するような状態がなくなつたこと自体私たちは喜ぶべきことだと思つております。いわゆる税の還元を受けるというふうな解釈をいたしております。このような状態におきまして、婦人団体の行事には非常に幅広いものがございまして。新生活運動であるとか、あるいは青少年の不良化防止であるとか、その他種々さまざまな計画がなされるのでございまして、新生活運動こそ、私は全額国庫負担で行なつていらつしやるということにおきましては、これは全く補助金の形式を現在まで續けておられるということにおきまして、十三条の削除もこのあたりで認めていいのじゃないか、そのような苦しい立場の中に愛媛県連合婦人会では、どうしても青少年不良化防止をいたしたいといふ考へ方から母と子がよい映画を見る運動を續けております。会費の年間一円五十銭でも出せない皆様方に、各家庭一世帯十円の募金をいたしまして、三百万円募金でフィルムを購入いたしましてこれをそれぞれの町村に流し、婦人会活動の教材に、あるいは青少年の不良化防止に備えておりますが、なぜ私たち婦人団体がこのことまで手を出さなければいけないか、こゝろの運動こそ、私は国なり県なりそのようなところでもって大いに運動していただかなければならぬことを、われわれ民主団体が身を切るような金をもつてこのような運動をするといふことに至りましては、大いにこのあたりで十三条を削除していただきまして、この運動を助成していただきたいと思つたわけでござい

ます。次に、公民館の設備と人材の件でございますが、これは先ほど公民館主事さんが反対の方がおつしやいましたこと、まことに現在までの公民館主事、社会教育主事は学校長を済んで定年になつた人の古手の失業対策に使われておられたような人、あるいはまた経費の面から給与がたかさん出せないという点からなまじやういふ青年を主事に持つてくるか、こゝろのうふうなことになるべきときには、実際活動をしていない人たちにとりましては、いかに教育がありまして、いかに年令がいってございまして、このような人は社会教育には全然しるうとでありまして、むしろ私たちが教へてあげるような立場になつて、たゞ事務的な処理だけになつておるのでございまして、そういう点につきまして、今回の公民館の設置といふこと、並びにその主事の人材といふことにつきましての大きな改正がなされるといふことは非常に喜ばしい現象であると存するのでございまして。さて、国会に参りますと、あの賛成団体の一覽表を見せていただきたましたが、非常に婦人団体の賛成団体が少いようでございます。しかし、これはほんとうに書類を文部省の方に送られた方だけの実情じゃないかと思つたのでございまして。一月の二十二日愛媛県におきまして西日本婦人団体連絡協議会を開きまして、出席した各県の者たちは全部社会教育法一部改正に賛成団体でございまして。また、昨日も浜松で会がございまして、そのときにも東北の方あるいはそのほか西日本に属さない方々の御意見を聞きまして、

せひあしたの公聴会に婦人団体の九割までは全部賛成である、こゝろのことを発表してこいといふことを私は言ひつけられたのでございまして。政治とは実際にやつていける現状を基にして、そうしてそれに理論をからませて行なつていただくといふことがほんとうに正しい政治、ほんとうに正しい法律になるのではないかと思ひます。ただ理論だけでなく、実際活動家の、実際活動をしてきた者の過去における苦労といふものを十分おくみ取りいただきまして、戦争中のいろいろな苦しみを、現在までもあつものにこりてなまざるを吹くといふような感じをもつてすべてのものに反対をせられるといふことにつきましては、私たち婦人団体は是非々々主義でやつておりますので、この社会教育法改正につきましては、先ほど最初に申し上げました通り、理想的ではないと存じますけれども、と申しますことは、まだやり足りないといふ意味の理想的ではないのでございまして、もっとやつていただくようなことにおいおい改正されることを望みまして、私の公述にかえたいと存じます。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。時間もだいぶたちましたが、もう一人の公述で参りますので御協力を願ひます。

○委員長(相馬助治君) 次に田中寿美子君にお願ひいたします。

○公述人(田中寿美子君) 私は社会教育法の一部改正案に全面的に反対する立場からその理由を申し述べたいと存じます。

社会教育法制定の趣旨は、これは昭和二十四年六月に制定されたのでございますが、少年及び青年を対象として、教育基本法の精神にのっとり、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して文化的教養を高められるように均等の機会を与えられること、それからそのための環境を醸成すること、これがその精神なんです。ございますが、先ほど来賛成の公述をなさいました方は、その法の本質を曲げないで今回改正されるのであるから賛成であるというふうにおっしゃいましたけれども、これは実はその本質を全面的に曲げておるものでありまして、従来強調されて参りました社会教育の自主性を破壊するという立場で私は反対を申したいと思うのでございます。で、今回の改正案は、この法の精神に反しておりますし、それから民主的な社会教育を地方に育てていきましたか、国家統制を強化するものでございまして、自主性を育てつつあった今日までの地方の青年、婦人に対し、再び戦前の国家統制、国家支配を与えるための根拠となるといふ理由なのでございます。

実は私は、今日公述いたしますのに際しまして、婦人の世論、先ほどから婦人団体を代表して、あるいは国民の世論を代表してという言葉で賛成をお述べになっていたようでございますけれども、私は婦人の世論が非常に反対であるというこの事実を申し上げたいと存じます。実は公述いたしますのは、私よりも実際に婦人会の会員の方が出て来られることがよいと私は思ったのでございますが、これは名前をあげませんけれども、いろいろの人々が

個人的に意思表示をしながら、公開の席で政府の提出した法案に反対の意見を述べる勇氣がなかったものであります。たとえば、ある県の地域婦人団体連合会長さんで、非常に強い反対の意見を持っておられる人もあります。が、その他何人かあるものであります。が、その出席できないといわれる理由が、その出席できないといわれる理由は、反対を表明すると教育委員会や文部当局からならまれる、そうして今後仕事に支障をきたす、あとでまた事業に支障をきたす、あるいは、いろいろな困難、その上土地の有力者からならまれる窮地に陥ってしまう、こう申されるのであります。このこと自体がすでに自主的な民間団体であるべき婦人団体に対して権力者の圧力があるということを示明していることなっております。社会教育法第十二条で「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加へてはならない」とあるのに、すでに違反している事実の証拠になるのではないでしようか。

なお、そのほか個人として全国各地婦人団体連合会長の山高しげり氏は、十一月に結成いたしましたところの社会教育に関する婦人研究懇談会、これはこの法改正に反対のために最初に立ち上った団体なのであります。が、その発起人の一人であります。今回の改正に対しては非常に強く反対の意思を表明しているのではありませんが、山高氏の最も大きなあげられます理由は、地域婦人団体という、社会教育関係団体の中でも非常に大きな団体であります。のに対して、文部当局が、この改正案を準備する過程で一つの意見も聞かれ

なかったということでありまして。これは、文部当局はみんな意見を聞いたと言っておられるのであります。が、実際聞かれた覚えはないので、山高しげり氏初め文部省にそれを抗議に行かれた事実がございまして。また、この改正に反対の理由として、山高さんは婦人団体の自主性をそこなうということをあげていらつしやいます。

それから、今の十一月に結成されましたこの反対の婦人研究懇談会の中に、村岡花子、秋山ちえ子、市川房枝、大浜英子、関根敏子、西清子、平林たけ子、松岡洋子、丸岡秀子、それから田中寿美子など、社会教育に相当今日まで深い関係のある婦人の評論家、有識者などが含まれておるのであります。が、これらは婦人の声の一部分代表するということとは言えると思ひます。またこれ以外にも、婦人有権者同盟の会長の藤田たけ氏は国連代表として昨年の暮れ、国連総会に出席中アメリカで日本における社会教育法改正案のことを知りまして、第十三条の削除によつて、国が団体活動に対して補助金を出せるようにしたということについてアメリカの人々に話をしたところ、そのようなことは考えられないということ、皆から非常に驚かれたということ、去る一月二十一日の社会教育の自主性を守る代表者会議の席上で報告しておられます。さらに坂西志保氏は、昨日私は坂西志保氏とお話したのであります。が、私に対して強い反対の意見を述べておられるということを伝えてくれと言われました。その理由として、婦人が選挙権を持つておるために、それを目当てにして現に露骨な利用が行われておる。約二週間ほど前、

自分分は岡山に旅をしたが、ある町の町長が十三部落を訪問して、行く先々に金一封を差し出して、そうして何回も行く間に、選挙の際には直ちに動員できるような態勢に作つてしまつておる。このような現実、一番下の段階での現状を認識しないで、大つぱら金を出せるような法改正をするということとは、婦人をひもつきにしないと言われども必ずするものであると言われども、それからまた、どのように言いがれをしようと思はれても、憲法八十九條に触れる行為であつて、第十三条の削除は憲法八十九條に触れるので、これは憲法を改正する意図がある、なすに憲法を改正する意図がある、という意味で、反対であるということ、坂西さんは伝えてくれと言われました。で、婦人会長さんたちの中で、これは配られた資料の中にも賛成の意思表示をしていらつしやる方たちの名が出ておられますが、中でもいろいろな意味で賛成しておられる方々があると思ひます。ある方は、もう金をもらつてもひもつきにはならないのだ、大丈夫という意味で賛成している方もありますし、またぜひお金の役所からほしいという考え方の会長さんたちもおられます。先ほど徳永公述人は、文部省の講習にいつも出ていて、非常に自主的な指導を受けていると、大へん文部省を礼賛していらつしやいますけれども、この指導してもらうとか指導してほしいという立場自体が婦人団体のあり方の根本的な私には考え方の違いではないかと思ひます。これは一番下部の婦人会員たちの段階でものを考えなければならぬ

のであります。なお、法改正に賛成団体、反対団体の資料が公述人に配られて参りました。多分、委員の方々にも配られておると思ひますが、この資料は全く不備で片手落ちのものであります。で、聞きましたところ、文部省によつて配られたようでございますが、賛成団体としてあげられているものの中には、文部省の系統を引くところの行政機関関係の団体がたくさん載つておりました。それが文部省の部内に法案通過促進をはかるために集めてきたものである形跡は十分あるのです。これは、私は実際にある地方を旅行しておりましたときに、教育委員会の社会教育課長が婦人団体その他を集めまして、賛成をするように勧めていられる状況に出会つておりました。そのようなことはたくさんあつたのであります。そのほか、一時的な大会の名まで連ねてあるのに反しまして、反対を表明している団体の名前の方は全く不備なのであります。これは別に文部省に報告する義務がありませんので、文部省としてはわからなかつたのだらうと思ひます。提出されている資料のうち、社会教育法等の一部を改正する法律案に反対の団体一欄というのがありますが、それをのぞいていただきますと、社会教育法改正に関する婦人研究懇談会というの、先ほど申しましたように、昨年の十一月の初めにできましたもので、主婦連合会、婦人有権者同盟その他十四団体と、個人として先ほど名前をあげました人たちが入つておるのであります。その中に山高しげり氏なども入つておるわけです。次に、社会教育の自主性を守る懇談会というのが年末結成されましたが、これ

自分分は岡山に旅をしたが、ある町の町長が十三部落を訪問して、行く先々に金一封を差し出して、そうして何回も行く間に、選挙の際には直ちに動員できるような態勢に作つてしまつておる。このような現実、一番下の段階での現状を認識しないで、大つぱら金を出せるような法改正をするということとは、婦人をひもつきにしないと言われども必ずするものであると言われども、それからまた、どのように言いがれをしようと思はれても、憲法八十九條に触れる行為であつて、第十三条の削除は憲法八十九條に触れるので、これは憲法を改正する意図がある、なすに憲法を改正する意図がある、という意味で、反対であるということ、坂西さんは伝えてくれと言われました。で、婦人会長さんたちの中で、これは配られた資料の中にも賛成の意思表示をしていらつしやる方たちの名が出ておられますが、中でもいろいろな意味で賛成しておられる方々があると思ひます。ある方は、もう金をもらつてもひもつきにはならないのだ、大丈夫という意味で賛成している方もありますし、またぜひお金の役所からほしいという考え方の会長さんたちもおられます。先ほど徳永公述人は、文部省の講習にいつも出ていて、非常に自主的な指導を受けていると、大へん文部省を礼賛していらつしやいますけれども、この指導してもらうとか指導してほしいという立場自体が婦人団体のあり方の根本的な私には考え方の違いではないかと思ひます。これは一番下部の婦人会員たちの段階でものを考えなければならぬ

十分あるわけでありませう。

第二に、この法改正が民間団体の自主性と民主的な発展を促す措置ではないかという点について、むしろ自主性を押える根拠となるということについて述べたいと存じます。法理論で申しますと、自主性を何ら妨げないのだというふうな文部当局の人は説いておられます。すでに山本先生初めいろいろの反対の意見を述べられた方々があつております。幾つかの点、特に四つほどの点については下部の方では実際問題として皆さんの弊害が起つておられます。すでにたくさんあげられましたが、私も実際に見ていることもたくさんありますので、多少それを述べたいと思つて、たとえば十三条を削除して団体運営に補助金を出せるようになるという点について、十二条で不当の干渉ができないようになってから、また憲法八十九条が生きているから大丈夫だという説明をされていますが、この説明は法律上成り立っているだけで、これを受けとめる下部の方では、どのようにでも利用できる根拠を、もし十三条を削除すれば与えるわけなんです。すべてそれは法理論ではなくて、実際の問題、運用の問題なんので、運用上そのように皆さんの危険を伴うような改正をあえてする必要は少しもないということなんであります。で、例を申しますと、婦人団体の自主性は次第に下部から育つてきていると私は思つております。確かに婦人団体の中には、非常にすばらしい人たちがたくさん出ておりますし、それから社会教育主事さんの中には、ほんとうに民主的な、いい技術的な援助を与える意味で、非常にいい主事さん

ちがたくさんいられることも、私たちも感謝しているわけですね。戦後、婦人が育つたことには非常に役に立っていると思つたのですが、いまだに新しい有権者としての婦人は利用されやすく、先ほど坂西志保氏のあげた例のように、地方末端にはそういうことがたくさんあるのです。たとえば、もうすでに、しばしば引き合いに出されて参りました三十二年—三十二年にかけての、滋賀県での社会教育課長による婦人団体の自主性のじゅうりんのよ

うな例、あるいはひもつきなんかにはならないと言明しているけれども、現状では遺憾ながら皆さんの事例があるわけで、現にある県—県名は秘しますけれども、県の連合婦人会長さんは、会員が問題意識を持つたりしたのでは、やれませんかと言つて学習を押しつけている現状であります。また、ある東北の町では、学校給食費の集金を、婦人会長が、町長及び教育委員会から請け負つてきたのですが、非常に農繁期なので、婦人会員の方としては、それはできないと断つたのであります。が、婦人会長さんは、教育委員会や町長から推薦されてなつたのだからといって、それを無理に婦人会に押しつけようとした事例がございます。このように、婦人会が町や村役場の手先のように考えられる、会長自身もそういうふう

に思つておられるところがあるのです。私もその場に居合せたある会合の席上で、ある婦人会の役員がわれわれ社会教育課の配下にあるものは自由にしてはいけませんということを発言しておりました。つまりまだまだ、自主性はだんだん育ちつつあるときでありますけれども、そういう意識がたくさんあります。皆さん御承知のように、選挙になりますと、部落推薦、部落投票という悪風がありまして、だれでもそういうことは知つてい

るのであります。公民館の運営基準を国で定めるということも、地方自治を侵害するおそれがあります。教育委員会のもとに公民館が入つて以来、もうすでに中央統制の色が見えてい

ておられます。これをますます強化していくので、これは地方の自治を育ていく社会教育法の精神にも反するのであります。むしろこの予算は、本年度とられております予算を見ましても、三十四年度予算でも、青少年の家などというのに一億一千九百万とつておりまして、公民館の施設のために一千七百万円しかとつておられない。このとり方を見ましても、先ほどから言われております、末端に金がほしいとい

つておられるのですが、その方々にとり方向よりは、派手な宣伝、海外渡航とかあるいは国内留学とかいうようなことを先にして、緊急の、ほんとうに末端の社会教育の環境を醸成することの方に向かない憂いがあるのであります。先ほどから、ボーイスカウト、ガールスカウトなどから非常にこの法律の改正を要望していらつしやるようですけれども、外国の例で、こういうものは、特に少年団というものは、少年の団体は、別個な取扱いを受けているわけなんです。

要するに、民主主義を育てて団体の自主性を守る上で大事なことは、現行法律を完全に実施してほしいということなんです。けさの朝日新聞にも、宮沢俊彦先生が八十九条は憲法違反だという議論を出していらつしやいます。憲法の論争は、これは法律家

あるように思います。また主事養成についても、文部省が主導権をとるといふことは、文教政策の国家統制の現われでありまして、公民館の運営基準を国で定めるということも、地方自治を侵害するおそれがあります。教育委員会のもとに公民館が入つて以来、もうすでに中央統制の色が見えてい

ておられます。これをますます強化していくので、これは地方の自治を育ていく社会教育法の精神にも反するのであります。むしろこの予算は、本年度とられております予算を見ましても、三十四年度予算でも、青少年の家などというのに一億一千九百万とつておりまして、公民館の施設のために一千七百万円しかとつておられない。このとり方を見ましても、先ほどから言われております、末端に金がほしいとい

つておられるのですが、その方々にとり方向よりは、派手な宣伝、海外渡航とかあるいは国内留学とかいうようなことを先にして、緊急の、ほんとうに末端の社会教育の環境を醸成することの方に向かない憂いがあるのであります。先ほどから、ボーイスカウト、ガールスカウトなどから非常にこの法律の改正を要望していらつしやるようですけれども、外国の例で、こういうものは、特に少年団というものは、少年の団体は、別個な取扱いを受けているわけなんです。

要するに、民主主義を育てて団体の自主性を守る上で大事なことは、現行法律を完全に実施してほしいということなんです。けさの朝日新聞にも、宮沢俊彦先生が八十九条は憲法違反だという議論を出していらつしやいます。憲法の論争は、これは法律家

あるように思います。また主事養成についても、文部省が主導権をとるといふことは、文教政策の国家統制の現われでありまして、公民館の運営基準を国で定めるということも、地方自治を侵害するおそれがあります。教育委員会のもとに公民館が入つて以来、もうすでに中央統制の色が見えてい

におまかせいたしますけれども、少くとも憲法違反があるという疑義が抱かれています。そのような、そういう重大な改正を勝手にしていただくことは、非常に困るのであります。

以上の理由をもって、私は反対をいたします。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。以上をもちまして、予定された公述人の方の公述を全部終了いたしました。各委員から公述の方々に對して、それそれ質疑があると存じますが、質疑は午後二時十分より開会をしたいと思います。

午前中は、これをもって休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時二十分開会

○委員長(相馬助治君) 午前中に引き続き、ただいまより公聴会を再開いたします。

午前に拝聴いたしました公述に對し、質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉江勝保君 私二、三、山本先生あるいはその他の先生に御高説を拝聴いたしまして、なお十分に理解できません点がございましたので、お教をいただきたいと思ひます。

その前に少し、午前中、松永理事から、時間のこと、あれは失礼じやないかというようにおっしゃって、おりました。大体この会では時間の打ち合せができておりました。その時間が過ぎて注意がないものでありますから、係の方に、私どもは時間を

忘れていたのじやないだろうか、実はこういう意味で時間の注意をするようにという意味で申し上げておりました。先生がその時間をお守りにならうと、あるいは無視されよう、そういうことを言うた意味ではないのであります。しかし、社会教育関係の公述において、大體きめられた時間はお守りになるものだと、こういうように私どもは了解をいたしておりましたので、その点は、お互いに気分悪くされぬように、私の方からも申し上げておきたいと思ひます。

山本先生の憲法に關しまする御高説、よく拝聴いたしました。だんだんそれについてお教をいただくのであります。お話を最後の方から逆にお尋ねをいたすのであります。この社会教育法の改正によりまして、社会教育団体に補助が出せる、そういうような一部改正が行われても、實際は、金はあまり財政的に出さない、そして、しかも内容の統制のおそれがあるのだと、こういうような金を出さないで、内容統制のおそれがあるのだと、非常に強く卓をたたいて、実は私どもをいたしたもので、実は私どもも非常ににお力の入った御高説を承わったのであります。こういうような實際の具体的の実例につきましては、他の委員からも発言があったのであります。金が今までどういうふうに出ておったか、また、今後どういうふうな予算の支出がされるかと、こういうことについて、御発言といひますか、御見解を披露されますことは、少し行き過ぎじやないのだろうか、そういうことは、私どもの方で予算を今

度はきめまして、社会教育団体にも相当必要などころには出せる、法案が改正になりましたら考えることで、金は出さずに内容統制ばかりやるおそれがあると、こういうところまで論議されましますことは、幾らか、聞いておりまして、まあ参考にはいたしますが、少しどうかという感じがいたしたのであります。それはともかくいたしまして、こういうふうな、現在の憲法の建前の上から申しますと、この國の補助を出しますことが憲法の違反になる、こういうお話であつたのであります。具体的にそれではお尋ねをいたすのであります。山本先生がメンバーにおなりになっておられます日本社会教育学会というのがございまして、この日本社会教育学会は、昭和三十一年度におきましては、日本社会教育学会理事犬丸秀雄という名前におきまして補助金の申請をなされて、二十三万円の補助をお受けになつておるのであります。また、昨年、三十一年度におきましては、同じく日本社会教育学会の代表者として、犬丸さんが申請をされまして、今度は二十五万円の文部省から補助をお受けになつておるのであります。こういうふうに自分たちの所属をしておられます日本社会教育学会には、文部省から補助を受けてもひもつきにはならない。しかし地方の市町村あるいは県からもうというところ、それは社会教育団体、こういう団体がひもつきになつて、それはよろしくないんだ、憲法にも違反するのだと、そういう社会事業団体は生産事業でもやつて、しいたけの栽培でもやつて、そこから財源を捻出するのがよからう、自分らの団体は文部省から

多額の補助を受けておつても、これは差しつかえないのだ、こういうような論旨にも聞けるのであります。今までもらつておられますものがいけないというところを、確信をもつてお考えになつておられるのか、あるいは國の補助も御辞退になつて、あるいは文部省が出さうといつても、そういうひもつきなものは受けちゃいかぬ、こういうふうに主張されて、本日ここにおいでになりまして論議を展開されまうといふと、私もも學者に對しまして非常に尊敬の念が持てるのであります。そういう点につきまして、一番最後、金は出さずに内容統制だけやるおそれがある、こういうことをおっしゃいましたことにお對しまして、事實いかにお考えになつておられますか、お教をいただきたいと思ひます。

○公述人(山本敏夫君) 第一点であります。これは最後のところで、主として公民館ですが、公民館のことを述べましたときに、公民館についてのこのたびの法律改正、これは種々現行法と違つたような面は、細かに言えはあるのでありますけれども、この公民館主事等が非常に望んでおつた財政保障の面についての、法律上の保障の明文を欠いておるといふ点を、ことに申したのであります。ただ運営の基準という点が出てきますので、財政保障の面は法律上はつきりしてない、さうに申したのであります。それから、この財政保障を法律上もつきり出して、これといたしまして、これは公民館の場合に御承知のように、市町村立が大部分であります。これに對して助成するといふことは、これは憲法上問題なければ、そのほか問題がないわけでありま

すが、非常に望んでいるという財政保障の面につきましては、これを欠いている、法律上その明文がない、やはりこれを安心させるのは、法律上これ、こういう点については、これは安心できるわけですが、それを欠いて、逆に法律上はこの運営の基準について、國が設けられるということになつて、運営の基準は、運営制を含み得るところの実例が、この教育委員会制度などで非常に顯著に、最近の教育行政の面からして現われていて、だから、これに、法律上保障の面は薄くして、内容統制のおそれがあるのだ、かように申し述べたのであります。今後の予算の組み方、来年なり、来年なり、それがどうなるかといふことについては、予測はそう簡単にできません。あくまでも法制上、保障が一方にはなくして、片一方には内容統制のおそれがある、かように申したのであります。

第二点につきましては、この學術団体に対する研究につきましても、この補助、これが八十九條に觸れるか觸れないかにつきましては、すでに御承知と思ひますが、ただいま手元にその写しがあるはずなのですが、探しましたのですが、見つかりませんので、これは昭和二十四年五月の法制意見などによりまして、私はこの部分は相当よりどころが——この部分は私は法務総裁意見だからすべていいとは申しません。この研究といふことについて、助成金を出すといふことは八十九條に觸れない。慈善、教育及び博愛とありますから、そういう回答を明らかにし

ておりますし、御答弁のように、公けの支配に属しない教育について公金を支出してはならないという法律を最も多く作っておりますのはアメリカの諸州であります。しかしながら、それらのそういう八十九条に非常に類似したところの法制を持つておられるにおきましても、研究助成に公けの金を出してはならぬという法律を作ってもおりません。また、研究助成については、アメリカ等の中央政府も非常に多額な金を出しておるのであります。この教育のコントロールという点につきましても、いわゆるノーサポートのコントロールの原則を非常にやかましくとっております。国におきましても、研究の面においても、これはサポートを相当でなくて、非常に大幅なことをやっておりますのであります。それらの点から考えまして、学術研究につきまして助成をするということ、これは八十九条に抵触するということ、ふうには私は解釈をいたしておりますのでございます。あれから何か拡大解釈をして、たとえば教育に關係があるから研究に金を出すということは、八十九条違反であるというお考えでありますれば、これははなはだおかしいことになる。すなわちあの教育というのは、教え導く要素のある、あるいは教え導く形のあるという教育だ、こういうふうに言っている。研究というものに教え導くものはないのであります。これは全く各人が自由に、あるいは御指摘にありましたような団体が、ただ研究しておる、これは教え導くものでもなければ、教育でもないのでありまして、どうぞそういうような解釈なり、あるいはほかの国において行

れておりますような法制実体、それらによりましてお考えを願ひ得ればと思ふのでございます。

○吉江勝保君 午前のお話の際におきまして、憲法の二十六条と八十九条に教育という文字がありまして解釈をされておったようでございますが、今御説明によりまして、この教育というもののの中にも、研究というふうなものの中にも、研究というふうなもの、狭い意味で教育というものは考えるべきで別に社会教育關係の団体がやっております。それは教育でなければ受けてもよいのだ、その一番よい例は社会教育学会、先生の属しておられるような、そういう社会教育關係の団体は、国の補助や公共団体の補助を受けても、多々あります。受ける方がよろしいのだ、こういうようにに擇んたいまして、私の言わんとするところを先生からおっしゃっていただいたような感じが実はいたすのでございます。そこで、その次にお伺いをいたしたいと思ひますのは、今度は社会教育主事の講習であります。その資格を与えられます講習であります。先ほどは、こういう講習は学界の最高であります。大学でやるべきもので、政界出身の大臣があるところの文部省であるとか、このご任命制度になつた教育委員会がやるべきものではな、こういうふうなお説でございます。したが、これは現在の社会教育法の建前を改正しようという御意見を述べになつておられるのか、現在の法制のもとにおいてそういう制度になつておられるのか、そういうふうにおっしゃっているのか、その点を明確にさせていただきたいと思ひます。

○公述人(山本敏夫君) 前段におきまして研究の問題にお触れになりましたので、この点につきまして、さらにちょっと簡単に答えを申し上げます。

○吉江勝保君 その点はわかりました。次の点をどうぞおっしゃって下さい。

○公述人(山本敏夫君) これは憲法の二十三条に「学問の自由は、これを保障する」という、すなわち、学問研究の自由な憲法によつて保障されているのであります。これくらい強い条文があるかどうかと言います。と、その点については……。

○吉江勝保君 委員長、質問したことにお答えを願ひたい……。

○委員長(相馬助治君) 関連してありますから……。

○公述人(山本敏夫君) これは関連してあります。今の最初のところの御発言に關係がありましたので、私いたしましては、さらに明らかにいたしておきたいと思ふのであります。簡単に申し上げますが、こういう二十三条の学問の自由の保障という明文もあるのでございまして、これらとらみ合せまして研究に助成を受けるということ、並びに実体から申しまして、研究に対するコントロール、これは教育の場合よりも、実体上は割合につけやすい面もあるわけでございます。

それから後段であります。社会教育主事の養成であります。これは今度大きな違いは、文部大臣または教育委員会が直接にその養成に當る、こういう形になりました点、これがやはりきわだつて従来と違つた点として響くのでございます。それで午前中に差し

上げましたような資料なり、あるいは参考資料にございしますように、専門職、御承知のように教育公務員特例法によりまして、指導主事と並びまして社会教育主事は専門教職員となつておるのでございします。そしてその基礎資格につきましても、大学における二年の在学であるとか、あるいは六十五単位以上の云々というふうな基礎資格が、一般教養等を含みましても相当幅広いものがあるのでございます。これは専門職、ちよつと英語を使うのもきざで恐縮なんです。その方がかえつてわかりがよいと思ひます。いわゆるこのプロフェッショナルな仕事でございまして、こういうプロフェッショナルな仕事の健全な発達を育成いたしますのには、その前提条件をいたしまして、その専門的な事柄についての研究の自由があるようなところ、あるいは研究の成果の蓄積が、おのずからあるような、そういうような機関におきまして當ることが適當である、さうに考えまして、この現行法のような行き方の方が専門職育成に適しておる、さうに申しておるのでございまして、はなはだ遺憾なことでございまして、種々教育行政に對しまして、中央統制なり、あるいはその他のいろいろのコントロールが及んでおりますことは、これは事実でございまして、そういう実態から考えまして、ことに日本の中央の行政官庁は、独認制の政界出身の大臣の力というものが、諸外国に比しまして、非常に強及んでおる実態でありまして、それら諸外国との関連、比較から考へてみましても、また現在の実態から考へてみましても、それと先ほど申

し上げました、決して完全な研究の自由が保障はされていないにいたしましても、比較的に研究の自由と研究の蓄積のありまするような大学において、これを育成するといふ、それらの比較対照から考へまして、後の方が適當である。従つて法改正をいたしますと、むしろ弊害が出てくる、さうに考へて申し述べました次第でございします。

○吉江勝保君 私はお尋ねを省略しておつたのであります。研究に關しまして相當詳細に御説明をいただきまして、それで少し研究の方に入つて質問をいたしてみたいと思ひます。

研究というふうなものは、これは社会教育の団体が、いろいろな事業をやつておりますが、その社会教育の關係団体が研究をやります場合は、社会教育学会と同じようにこれは補助を受けてもよろしい、こういうことにならぬですね、お尋ねいたします。

○公述人(山本敏夫君) これがいわゆる従来の解釈なり、慣行からいたしまして、これが純然たる研究事業、純然たる研究であるということになりますれば、それは個人であらうが、だれであらうが、純然たる研究に對して金を出すというところが八十九条にふれると、そういう解釈は成り立たぬと思ふのでございします。

○吉江勝保君 研究という内容を今度は分析されまして、研究の中には純然たる研究と、純然でない研究があるやうであります。日本社会教育学会の方の特別委員会をやつておられる、こういう発表されておりますものは、こういうものは純然たる教育になつておると、こういうような御解釈のよう

であります。これをただいま読みますことは省略いたします。私はこれを追及しようというのではなく、教育の事業、こう申しましたも、研究であればそれは差しつかえない、そういうたしとすと、社会教育法の第十三条では「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない。」、こういうふうになつておつて、これを削除することが憲法違反だという御論旨のようであつたのであります。しかし社会教育関係のやつております事業というものは、社会教育法の第十条によりまして、いろいろな社会教育に関する事業が行なつてありまして、その中にはあなたのおっしゃる通りに、純粋な研究がもちろん入るわけなんです。そういうものと、社会教育関係の団体が純粋な研究をやりますときに、補助金を国が出しますことが、なぜ憲法の八十九条違反になるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○公述人(山本敏夫君) その前にちよつと申し上げておきますが、十三条そのものを削ることが、直ちに憲法違反になるというふうには私は申しあげておらないのです。十三条を削りまして当局が意図しているような、教え導く要素のないものには、社会教育であつても金を出せるのだという考え方をして、そしてそれに金を出さうというふうなことをすれば八十九条に違反する、そういうふうな申し立てがあるのであります。十三条そのものを削ることが、直ちに憲法に違反すると、さうに申してはならないのでございます。これはあとで速記録等をごらんになりまして

も、おわかりいただけることだと思つてございまして。それから後段のことでもございまして、この社会教育関係団体につきましては、御承知のように、社教法の十条で、「社会教育関係団体」とは、法人であるかと否とを問はず公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」とございまして、元來性格が相当はつきり社教団体の場合においては出てくるわけであつて、さうに社会教育の定義につきましては、第二条で述べているのでございまして、そういう点から考えまして、社教団体の性格それから社教団体そのものの実態というものは、相当、法律ばかりではなく、これは明かになつてゐる点でございまして、それで、先ほどの純然たるという言葉につきまして、いろいろのお言葉がございまして、私の言っているのは、先ほど引用いたしました二十四年五月の法制意見等を踏まえて、あの純然たるという言葉の意味は、一種の學術研究というような意味でございまして、學術研究というふうなものである。私は何も、そういう意味のものなら、それは出せるでしょう、さうに申しあげます。これは學術研究を行うのが、こういう主体でないのは書いてございせん。あの法制意見にも書いてはございません。その純然たる研究というものは、さつき申した教育的な事業に、事業とやらはならぬ、さういふ研究という意味もありまして、それからもう一つは、さつき二十四年五月の法制意見を参照いたしました点から言ひまして、學術研究といつたようなもの、これなら私はや

はいいいではないか。ただそれが社会団体はここにもありますように、元來が社会教育的なことを行つた団体でございまして、非常に教育と研究とが混同されるおそれがあるのが、これは非常にあります。われわれ社教関係の者は、学校教育法等によりまして、教育というものと、研究というところが、はつきりその二つが本務であるという書き方を、学校教育法の大学の章などでも申しているものであります。さういふような点と、この社教団体との間、これは申し上げるまでもなく、比較をいたしましたときに、それらの点を御勘案になつてお考えを願へばと思つております。

○荒木正三郎君 関連して。山本先生の説明をただいま聞いておつたのですが、どうも私にはちよつとわかりにくい点があるのです。それは吉江さんの質問の中に、社会教育事業団体でも、研究をやつてゐる部門に対しては補助金を出してもいいのだといううな意味に私はとつたのですが、私の解釈では、社会教育学会のうなものは、はつきり性格が研究団体ですよ、それ自体が。しかし、社会教育の事業をしてゐる団体は、これは研究団体じゃないですよ。それは社会教育事業をするために研究するかもしれない。しかし、それは研究が目的でないのです。社会教育の事業をすることが目的なんです。さういふものに補助金を出すというところは、その一部分の中で研究をしておろうが、さういふ団体に出すことは、私は憲法違反だと思つたのです。さういふ点、どうもはつきりせぬように思つたのです。その点はつきりおっしゃつていただきたいと思ひます。

○吉江勝保君 私もこれからだんだんそこへ持っていくと思つて発言しておるのですが、途中から先走つて聞かれてしまつて狂つてしまふ。

○委員長(相馬助治君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記を復活して。

○吉江勝保君 私は、社会教育法第十三条の社会教育関係団体に補助金を与えてはならない、さういふようにあります。さういふ文章を削除いたしますことは憲法違反になるという御論旨であつたらう、さういふふうにお尋ねいたしましたら、それはさうじゃないのだ、それは憲法違反になるのじゃないのだ、八十九条の中に、教育を行う事業、さういふものに純粋に該当するものが憲法違反になるのであつて、社会教育団体に行ふことすべてが何れも憲法違反になるという御論旨ではないのだ、さういふように御答弁をいただきたい、さういふ私がさういふようにいたしたい、御答弁をいただいたのであります。第十三条の削除につきましては、これは別に何も削除して憲法違反にはならない、しかし、八十九条のここに憲法で言うところの教育事業には公けの金を支出するところはできない、その点は私もよく憲法はわかるのであります。ただ、十三条の削除が憲法違反であるというふうな論旨のようになつて聞かされたので、この点を尋ねましたら、はつきりと、憲法違反でないのだ、憲法八十九条に違反するうな、純粋の研究でないところの、教育にならうな事業に金を出してはいけない

のだ、さういふ御説明であつたので、実に明快によつて承ができたのであります。その点を幾らか関連質問でお答えになつておられますが、これは先ほど御明快な御答弁をいただきましたところよくわかつておるのであります。

○荒木正三郎君 関連質問に対する答弁がまだない。それはぜひしてもらなければならぬ。あつちの方から言うてもらつては困りますよ。私の質問に対してお答えがなければいけません。

○吉江勝保君 もう一ぺんあとでやりなつたらどうです。その点は。

○荒木正三郎君 順序を経て私は質問してゐるのですから……。

○吉江勝保君 あなたの時間にやりなさいよ。

○荒木正三郎君 了解を得て、委員長の指名で質問してゐるのですから、むちゃくちゃにやつてゐるのじゃないですよ。

○委員長(相馬助治君) 私語はやめて下さい。山本さん、さっきの荒木委員の質問にお答えになられますか。

○公述人(山本敏夫君) ええ。

○委員長(相馬助治君) それでは、それと、今の吉江さんの質問がなされておりますから、先に関連質問の方についてのお答えを願ひたいと思ひます。

○公述人(山本敏夫君) ちよつと資料を探しておりましたら出て参りました。私は、この点は一つの論拠になると思つておつたのですが、昭和二十四年五月三十日に法務調査意見が出ておるので、さういふ「學術団体に対する補助金の支出について」という書類ですが、そこで、「私法人または個人の經營する」——私もうろ覚えで言つてお

の、さういふ御説明であつたので、実に明快によつて承ができたのであります。その点を幾らか関連質問でお答えになつておられますが、これは先ほど御明快な御答弁をいただきましたところよくわかつておるのであります。

○荒木正三郎君 関連質問に対する答弁がまだない。それはぜひしてもらなければならぬ。あつちの方から言うてもらつては困りますよ。私の質問に対してお答えがなければいけません。

○吉江勝保君 もう一ぺんあとでやりなつたらどうです。その点は。

○荒木正三郎君 順序を経て私は質問してゐるのですから……。

○吉江勝保君 あなたの時間にやりなさいよ。

○荒木正三郎君 了解を得て、委員長の指名で質問してゐるのですから、むちゃくちゃにやつてゐるのじゃないですよ。

○委員長(相馬助治君) 私語はやめて下さい。山本さん、さっきの荒木委員の質問にお答えになられますか。

○公述人(山本敏夫君) ええ。

○委員長(相馬助治君) それでは、それと、今の吉江さんの質問がなされておりますから、先に関連質問の方についてのお答えを願ひたいと思ひます。

○公述人(山本敏夫君) ちよつと資料を探しておりましたら出て参りました。私は、この点は一つの論拠になると思つておつたのですが、昭和二十四年五月三十日に法務調査意見が出ておるので、さういふ「學術団体に対する補助金の支出について」という書類ですが、そこで、「私法人または個人の經營する」——私もうろ覚えで言つてお

りましたが、「純然たる學術研究機関または學術団体に對し國が補助金を支出することは憲法八十九條に抵触しないか」と、かういふ問いに對して、これは差しつかえないと、かように回答しておるのであります。私は、これはさつき申し上げましたような、アメリカ等の法制なり、實態から見て差しかえがないじゃないか、またそれはど弊害も事實上、日本の場合においても、諸外国の場合においても認められておりませんので、これは差しつかえないじゃないかと思ひます。それにつきまして、それでは、社會團體の場合どうだ、かういふことで、私非常にばく然と、純然たる研究であれば、かういふことを申し上げまして、それからそのあとで、社會團體の性格というものは、社會法十條で大体きまつておるものなんだ、だから學術団体とは、大學のような場合、大學は初めから教育と研究をやるとか、あるいはわれわれ大學に勤めておられる者は、教育と研究を最初からやると、かういふことになつておるものと、社會團體との間には違ひがあるじゃないかといふことを、荒木先生の御質問があります前にもお答えして、純然たるといふ意味には、學術という意味があるやうだといふことを、これはもう覚えておいて上げておつたのですが、社會團體の場合に、研究するならば、かういふ、その場合の研究といふことには、これは私はどうも社會團體そのものが、名前からして社會團體なのであつて、どうもこれは非常に混同されるおそれがあると思ひます。それらの性格の違いから言ひましても、抽象的に考えれば、これは研究であつて教育

じゃないという、單なる抽象論から言へば、純然たる研究であれば、出してよいといふやうな考え方は、これは一応出てこないことではありません。ありませんが、それはいわゆる抽象的、文理的に出ることであつて、實體上から言ひますと、これはやはり學術団体の場合とは異なる面があるじゃないか、さういふ面があるのでございます。これは案外論としてさういふに思ひます。研究ならいいだろう、さつき、ちやうど教へ導くことには出せないが、導かない方なら出せるというのと、非常にそこそこが似てくるのであります。ことに社會團體のやうな場合ですと、研究をやる、サークル活動をやる、そのサークル活動というやうなことを研究なんだ、サークル活動が研究なんだ、讀書會は研究なんだ、かういふやうなことになるやうな思ひます。これはどうも問題が広がつてくるやうに思ひます。それを、さういふサークル活動をやること自体を社會教育活動とわれわれが言つておられますから、だからさういふやうに解釈すると青年團や何かの研究といふことが実は社會教育活動、その場合には社會教育活動に入つてくる。よく純然たる讀書會をやる、展覽會をやる、それらは教へ導くことじゃないのだ、だからそれならいいだろうといふのと非常にその点が似てきて、両方がかぶさつてくるのであります。單に一緒に本を読む、だからこれは研究なんだと言ひ、それは社會教育活動だ、かう見てゐるのが普通でありまして、さういふ面に對しては、さういふやうな意味のものに對しては、私は出せないといふ解釈の方がこれは妥當するじゃないか、な

ぜなら、それは社會教育活動の中へ入つてきちゃう、さういふ思ひのでございませう。その点補足いたします。○吉江勝保君 大體関連質問の答弁があつたやうでありまして、第十三條の削除につきましては、先ほど来申し上げるやうに、何もこれを削除することには憲法違反じゃないのだ、しかし八十九條の中の教育の事業に該当するやうなことをやる社會教育団体には、もちろんこれは教育の事業でありするから、これには補助を出してはいけない、憲法違反になる、かういふ論旨でお話を徹底されたやうであります。それで社會教育団体といふもの、關係団体といふものは、今全國でこれは無数に数多くあります。その団体がやつておられます事業、それも主としてやつておるといふ制限をいたしまして、主としてやつておるといふいろいろな事業をあげても、これは無数にある。先ほど先生が言われたやうに、実にばく然たるものでありまして、非常に多くの事業をやつておられるのであります。ここで、そのやつておられる事業を羅列いたしまして、あげる煩を省きますが、これも先生御承知のやうに、実に数多くの活動といひますか、事業をやつておられるのであります。さういふやうな事業の中には、教育の事業もあれば、教育と言ひられないやうなものもあり、いろいろあるんで、そこで社會教育關係団体には、包括して國の補助金を出せない、かういふことをいひますことは、先生の論旨からいひましても矛盾を來たしますので、純粋に憲法八十九條にいう教育の事業に關しましては、これは國は公費をもつて補助することはございませうが、し

かしさうでないものには、たとえば先ほどの日本社會教育學會でありますか、かういふ研究団体も、いわば社會教育団体の一つであります。さういふものは差しつかえない。かういふやうに内容を分けまして、そして教育の事業には憲法違反だから補助金をやらな、しかし教育の事業でないものには何もとめる必要がない、それは憲法違反にはならない、かういふことは、もうどの憲法學者も大體認めておりますところでありまして、また國の有權的な解釈におきまして、これは明白になつておりますので、またその論旨と先生の今の御説明と一致しておりますのであります。この点は私も承がでるのであります。そこで、ここで先ほど私が論旨を次に進めて参りました、研究でまたあと戻りをいたしましたのであります。大臣が政界出身だから、さういふ政界出身の大臣がやつておる文部省が直接講義をやるやうなことはいけないんだ、また、地方の都道府県の教育委員會が講習をやることはよろしくないんだ、これはもう現在やつておる大學だけがやるんだ、大學だけがその権限を持つておるんだ、ここにやらすべきだと、かうおっしゃつておるやうであります。もちろん今やつておられます大學も、講習をやることは變りないんであります。さういふことに、その大學で講師がやらねば、お隣りにすわつておられます渡辺さん、大學の講習を受けて社會教育主事になつたやうには聞いておりませんので、これはやはり地方

で、教育委員會でありますか、あるいはさういふところで資格をおとりになつておるのでありまして、さういふ道を開くことが、優秀な渡辺さんのやうな方が社會教育主事におなりになるのにも道が開いてよろしいのではないかと、それを大學だけがやるんだと、かういふことになりまして、さういふことを先生がおっしゃつておられるやうな感じがいたしますのであります。それは余談であります。さういふやうに大學自身もやるが、必要ときには必要な課目を、その経験を尊重いたしまして資格を与えていくと、かういふ道を開きましますことがなぜ悪いのか、かういふ点について一度御説明を伺ひます。○公述人(山本敏夫君) 前段の十三條、八十九條の問題の関連につきましては、午前中申した述べたおるのであります。それから、これを申し述べたところをその通りにお受け取り願ひたい。ここでまた繰り返しますと非常に御迷惑だと思ひますので、これはやめます。それから研究云々のことがございしました。先ほど来申し上げましたやうな理由によりまして、純然たる研究といひましても、普通この社會教育活動といふ中に入りますから、やはりこれは包括的に見てこの教育の事柄の中に入つてくる、さういふ考へるものでありまして、この点もはつきり申し上げておきます。それから何かお言葉の節で、十三條

いのであります。単なる形式を言っておるのではないのであります。先ほどとも申し上げておるのは、任命制以来のこの諸傾向に照して好ましくないということとを申し上げておるのであります。単なる形式論でおっしゃることにつきましては、どうか今申し上げたような点につきましてお考えを願いたいのであります。

○委員長（相馬助治君）　今のところ質疑通告者が大体六人あるのですが、吉工君、間もなく冬りますか。

○吉江勝保君 ええ、すぐ終わります。
文部省につきましては、ある時期の文部省はよくないが、ある時期の文部省はよろしい。前向きの文部省ならば、やつてもいいが、後向きの文部省じゃやつちやいかぬ、大体こういうふうな御論旨のようで、もつと言いたいのであります。次に進んで参りました。

きょうはだいぶ勉強さしていただきます
して、先ほどは英文の解釈を、どこに
ありましたか英文をいただいたのであ
りまして、この英文のエニ……エデ
ューショナル……エンタープライゼス
ですが、こういう語学といいますが、こ
う久しぶりに接したのでありますが、こ
う英文の憲法を非常に御推奨になり

まして、英文をこういうようにお話し
であります。ここでエニイというの
に非常に力を入れておいでになった
のであります。いかなるというのを
非常に主張されておりました。しか
しだんだん聞いてみますと、先ほど
私が言いましたように、純粋な教育
というのではありません。ほかのも
のほかに、

これはもう教育の中ではないのだ、何もエニイというばかりが何でもいいというのじゃなくて、エニイの次にエデュ

ケーショナルがあつて、教育ということがあつて、その次にはエンタープライゼスですが、これは目的と組織をもつて企てられます事業といひますか、企業といひますか、こういう語訳があるのか、こういう限定されたいかなる教育事業にも国は補助してはいかぬ。しかし原文をお出しになるならば、エニイばかりに力を入れずに、あとの方のエンタープライゼスとか、エデューケーショナルというところも少しかりおっしゃつていただいて、そういういかなる事業にも国は補助してはいかぬ、しかしそれ以外のものは差しかえない、こういう論旨になるのであります。私はここでこういう説明を承りまして受けた感じで、あまりにエニイに力をお入れになりまして、何でも、エニイはいかぬのかと、こういう誤解が起らぬようにちよつと私の意見を申し上げたのであります。この憲法の法文解釈をなさつておられますが、現在の憲法のエニイ……エデューケーショナル……エンタープライゼスでありますか、こういうような憲法の文章にいたしまして、国の補助を出してはいけないう規定にいたしまして、先生はこういう学説を説明されま

純然たる學術研究といふところで出ましたので、エニイのところでも出ましたのはごさいませぬので、どうかその点は誤解がございませぬようにお願いをいたしたいのであります。

それから憲法についてどう思うかという点であります、後段の御質問であります、それは理想論から申しま

すれば、この文章のことを言うのじやありませんが、憲法全体につきましては、決して完全なものとは申せません

点はございませぬ。がしかしながら、私はこの現在の諸情勢——これも現在の諸情勢からいひまして申し上げるので

す。——を踏まえて考えまして、決して完全ではありませんし、いろいろ立法上諸問題は含んでおられますけれども、この憲法の文章を踏まえま

して、その完全な実施といふことをいたしますことが、日本の民主主義を

やはり確立するゆゑんでもあるし、いろいろ物足りないと思ふ点がありま

す。物足りないと思ふ点があるけれども、むしろ物足りなくとも、これを

守つていきますことの方が日本の民主主義を守り得るのだ、そういう考え

方をこの八十九条にもいたしておるのであります、ことに最近の諸傾向から考えました場合においては、多少窮屈な面がありましても、やはりこの八十九条の条文は、これをこくすなおに読

○公述人(山本敏夫君) エニイといふところで、この純然たるといふ言葉、これは出てきたのじやないのでございまして、これは先ほど申し上げました純然たるといふのは、純然たる研究、

○吉江勝保君 憲法の解釈につきまし

ては、午前中からお尋をし、さらに學者としての意見といふものも、現在の情勢と申しますか、にあつては、現行憲法の建前といふものをよろしい、こういうようにお認めになつて、學者としての研究もなさつておる、こういうようにお伺いをいたしましたのであります、さうでよろしいのです

○公述人(山本敏夫君) それは細かい点についてはいろいろな点があると思

いますけれども、大體論としては、これがいいのじやないか、さうに思つておられます。その一々の文章はともかくとしまして、ことに八十九条

などについては、これをすなおに解釈して、よくよく思つておるのでござい

ます。

○吉江勝保君 そこで、山本先生の、あれは昨年の何月でありますか、六月

月でありますか、十月ですか、出版された先生の著書を拝見いたします

という、さういふ点に論じられました、これは社会教育事業の団体のみならず、私学に於いて、いわゆるイギリスの教育と大学というのであります

か、さういふ点に於いて先生が著書をお出しになつておられます、その著書の中を引例をさしてもいいです、さういふと、憲法第八十九條の規定などによつて幾多の困難が感じられることは周知の通りである。イギリスではかなり以前から大学に対する助成の方法がとられ、ことに第二次世界大戦以来は目ざましい展開を見せている。これはイギリスのことをおっしゃつておる。そこで今度は、大體日本の憲法の規定は、いわゆるノー・サポート、ノー・

コントロールの原則によるものであるが、このような原則は再検討の余地がないとはいへない。さういふようにおっしゃつて、それからあと、現在の憲法といふものはアメリカ流の方法であつて、わが国の実情から見て検討を要するものだといふような著書をお出しになつておるのではありませんか、さういふ立論のような御意見、現行憲法の現在の情勢のもとにおきましてお認めになつておる立場なら、ごく最近お出しになつておる著作、憲法八十九條を批判して、再検討の要があるといふような、さういふ著述をお出しになつておるの、さういふようなお立場からお書きになつたのか、御説明をいた

○公述人(山本敏夫君) それは何に書きましたのか、私もちよつと記憶にありませんが、趣旨はさういふことであ

ります。主として、これはオックスフォード、ケンブリッジ、そのほかの大学を見て、イギリスの場合には、要するにサポートはするけれども

コントロールはしないといふ、さういふ建前になつておる。で、それができれば望ましい、先ほど申し上げましたのも、この憲法が種々申し分があると

いふことを申しておるの、さういふような点も実は含めておるのです。た

とえば今のこの憲法は、非常にはつきりいいますと、自由権的な人権は保障してありますけれども、生活権的な面

の保障といふのは弱い。で、さういふような点については私は実は不満があるのです。不満があるが、先ほど来申

し上げましたように、いろいろ不満はあるけれども、一応これを守る方が今の情勢としてはいいのだといふことを

特に申し上げておるのです。それからもう一つは、これはやるのなら憲法改正といふ、憲法そのものの改正、憲法を改正しないで三十三條削除で金が出せる、それがいいといふたこと

じやないの、さういふ、ノー・サポート、ノー・コントロールよりも、それは憲法まで改正して、サポートもできるがコントロールできるといふことになる、その方が理想です。それは理想です。ところが今の憲法はさういふ、これは私立学校に関する法律にしまして、社会福祉事業法にしまして、児童保護の法律にしまして、さういふ、で、午前中にもいろいろのあれがございまして、サポートしても全然ノー・コントロールだといふようなことになるのなら、これは理想なんです。私の何から御利用になつたか、何か書いたものがあるのです、それらを言つていふのはそれでありますが、イギリスのさうな場合であれば、たとえば大学に対して、研究ばかりでなくて、オックスフォード、ケンブリッジ、これは私学であります、その七割までの経常費が国庫から出ておる。国庫から出ておる、それが、その場合に、金の配分の支出を、イギリスの文部省に扱われたのではひもがつく、だからそれは全然文部省から離しまして、金のことだからといふので、大蔵省所管のユニバーシティ・グラント・コミティといふ補助金を扱う委員会におきまして、その委員も全く大学人だけでやつておるのです。非常に長年の自由と自治との伝統のありますイギリスにおいてすら、何も私はイギリスを礼賛しておるんじやないのです、それだけの用意をいたしておるの

すがこの十三条を取った場合に、補助金が適正に行われるという保証があるのかないのか、十三条を取った場合に、補助金が出される場合に、適正に行われるという保証が一体あるのかわからないのかという点について、徳永さんと、それから小林さんと、それから田中さんについてお答えをいただきたいと思うのです。最初のは全体の方に簡単に一つお答えを願いたいと思うのです。

○委員長(相馬助治君) それでは、全部の公述人の方に、最初のことを質問されたようですから、御意見がございましたら、守田公述人の方からずっとお答え願いたいと思うのです。松永さんの今の前段の質問です。

○公述人(守田道隆君) 前段の方の松永先生のお尋ねでございますが、国の費用をどこで求めているかというお話でございまして、私ども公民館に長く関係いたしております立場と、それから市町村長の立場から申し上げますと、さっきも公述の際に申し上げましたように、公民館は大体建物と人によつて組成されておるものだと思います。そういう点で、施設の面につきまして国がもっと奨励すべきだ。さっきも申し上げましたように、看板公民館であるとか、青空公民館であるとかいうような、まことに日本としては恥辱の言葉がときどきはやる。こういうことは非常に遺憾だと思いますので、そういう点で、施設に対して助成がしてもらいたいということ、それから教育はやはり人でございますが、人の待遇が非常に悪いのであります。これは要するに財政事情オンリーと言つてもいい。と申しますのは、御承知の通り、市町村では今日地方財政の問題

については、諸先生にも非常にお骨折りをつけておると思いますが、そういう実情から申しますと、国の方で本式に取り上げて助成をされるような事業でなければ、たとえば補助を与えるとか、起債を与えるとか、そういう事業でございませんと、市町村長の方では取り上げ得ないのであります。これは財政上の立場でございます。そういう点から、どうしても義務教育の方は補助も与えられ、起債も十分に認められるというような点から、義務教育偏重という姿にならざるを得ぬのでありまして、そのために、大部分の公民館の関係者と申しますのは非常に老齢でありまして、しかも兼務が多い。はなはだしいのになりました。館長は、助役という非常に忙しい立場の人が、名目上館長をやっておるというような実情でございます。なお、二千元とか、三千元とか、月にあります。日ではございせん。それに当てがい扶持と申しますか、そういうことで、恩給を取った方に嘱託として勤務していただいております。しかし勤務自体は普通の公務員よりも長時間であり非常に骨が折れる。しかもそれに対して、そういう嘱託の扱いをしていて、というのが全国至るところであります。そういう点で、人の助成、人の第一番は今の法律に出ておりますように、まず地位の確立、身分の確立であります。そういう点をいたしますと同時に、これを、やはりその職業を保障するということが必要だと考えております。

なおもう一つは、それはいわゆる公けな設備の問題でございしますが、公けな設備だけでは、さっきお話がございましたが、役所の仕事になつてしま

います。これを盛り上げるものはあくまでこれは市民の活動であります。社会教育のボランティアやその他の活動が要るのであります。そういう活動を助成するために、今閉じられております団体に対する助成の道をどうして開いていただかないと、弊害はともかくとしまして、弊害が起るよりもその前にスタートができない、立ち上りができないという実情でございす。そういう点で、まあそういう点をおもな大きな問題としますればお願いを申し上げたい、こう思つておるわけ

でございます。

委員長、それから十三条の削除の問題もお答え申し上げてよろしうございすか。

○委員長(相馬助治君) それは御指定がございましたら……。

○松永忠二君(徳永さんと小林さん、田中さん)一つやつて下さい。

非常に失礼な申し分でございますけれども、だいたい時間もあれでありますので、そのお話しになります項目については大体了解いたしましたので、どんな項目に金を使つていくべきであるかということと簡単に一つ申し述べて下さい。

○公述人(小林運美君) 松永さんから最初の御発言を聞きまして私は非常にうれしく感じました。というのは、今度の改正案にありますが社会教育事業に對して国の費用が要することは賛成だ、そういうものに助成を出すことに對しては非常にいいことだというよう

したのと私は全く同じ考えを持つております。特にわれわれが今まで社会教育事業をやつて参りまして、地方に参りますと、そんなにいい事業に對して國が何にも援助をしないじゃないかと、いうことをしょっちゅう聞きます。それを今國、國の予算をそういうところへ使うことができるようなふうになるというところは、地方公共団体が非常に信用いたしまして、ほんのわずかな経費でも出していただくことは非常にいいことだと考えております。それを強調をいたしまして、次に、この予算を使う場合に公平に分配できる保証があるかどうかというこの御質問のよう

でございますが、それに対しては、今まではほかのいろいろの助成金等につきまして、國に審議会とか、いろいろのものがございしますが、これは少し私は見解を異にしますが、そういうものがあつても、むしろおさなりのなつてしまふことが考えられます。むしろそういう審議会というふうなものではなくてやつていただきたい。もつともっと莫大なお金が出るならこれは別問題でございしますが、今われわれが期待しているのはそんな大したものではないというふうに考えます。ただ、そういうような助成金を出すのに、何とかおえらい方をたくさん並べて、そしてその名目だけの審議会のようなものが方々にございす。そういうものではなくて、ここにこの國會が、予算委員会もありますし、決算委員会もある。文教関係は文教関係の委員会がある。こういうところで十分検討されればそれで私は十分と考えております。非常に逆説のようでございますが、それで十分にやつていける。また社会教

育の事業というものは、そんなに簡単なものではない。社会のすべての人が見て、この社会教育なりつぱだと言ふものは、もう大体的社会的にわかつております。そういうものに良識を持つて政府が助成をするなら、それで十分だと私は考えております。

○公述人(徳永アサ君) 私は補助金は、初めから十分には、とてもこの國の財政においては無理だと思ひます。ですけれども、この門が開かれるということは大へん好ましいことでございす。私どもが補助金を受けましたときに、補助金を受けたのだから、それをできるだけ多く、たくさんもらつてたくさん使うというのではなく、もらった補助金の額を最大限に有効に使うということが、各団体が研究し合うということが大へん必要ではないかと思ひます。ですから、國の乏しい財政からもうかういふ補助金をとくとく大切に使う、上手に使うということをお互いに教育し合うという方向に行きたいと思ひます。それからどういふものに使うかというところ、特に先ほど申し上げたように、青少年団体の活動には特にこれを回していただきたいと思ひます。それから青少年団体のみならず、婦人団体にいたしまして、地域的にまた全国的に研修会を開きます場合の費用がいづも足りなくて、やはり補助金とは言わなくても出していただいております。実際には出していただいておりますので、こういうところにも堂々と使つて、その団体自体の計画を持つて使えるような方法に出していただきた

ところの団体に対して配分していただきたい。それから委託事業、共済事業を現に今までしております。従来のそういう場合には、委託とか共済とかにしないで、この補助金を充てたら大へん妥当ではないかと思ひます。それからあとの問題でございすけれども、そのお金がどうして公平に使われるか、公平に使われるにはどういふ方法をとつたらいいかということでございますが、ただいま全国的に調査が整つていて資料が整つてゐるのは、やはり文部省であらうと思ひます。それにはやはり今後とも社会教育研究會の先生方の御協力を私はいただきた

いと切望いたしますが、最もいろいろな面で資料が整つてゐる文部省におかれて、そこに民間のあらゆる面からの人たちが七人でも、十人でも、十五人でもよろしうございすけれども、そのための公平な配分の審議会を作つていただいて、官僚だけにまかせないで、公平に配分していただければ、納得のいく方法で配分されるのではないかと思ひます。ただいまのお答えは、今即座に考えたことと申しますが、これだけのことを申し上げておきます。○公述人(小林運美君) 申し落しましたので……後段のことで、この配分に対する審議会というふうなものが私は望ましくないというのを申し上げましたが、その理由を申し上げます。ほかの予算とか、補助金等は、いろいろ出ておりますけれども、それが末端に参りますと、ほとんど実質的には、助成を受けたところにいくと、もうほんとに小さくなつてしまつて、せつかくのわれわれの納めた税金がその目

的に合致しない。ほんとうに零細になつてしまふ。それでは、あつても何にもならなくなる。そういう理由でございませう。というのは、たとえば今度のこの法律が通りまして、この配分のための審議会というふうなものが国会にできる、文部省にできる。そうなりますと、県でもあるいは市町村でも、それにならつてその委員会ができる。ところが今までの例から考えますと、その委員会の会合だとか何とかいうところに行つてしまひまして、実際に受ける段になつてしまふと、非常にこまかくなつてしまふ。われわれ地方に参りますと、いろいろの団体や助成にあつておるそれらの人が集まつて飲み食いをしてしまふ、そういうふうな考へていただきたい。どこまでも助成金の本旨を忘れないようにやつてもらふには、りっぱな国会があり、予算委員会があり、決算委員会がある。そこで十分に私は尽くさうと思つて、途中でいろいろの機関がでますと、その費用の方がかさんで、最後にはだめになつてしまふという理由で、そういう審議会というふうなものは、私は必要がないというのを申し上げたいと思ひます。

か、どういふ点に使へばいいかという御質問でございませうがこれにつきましては先ほど来の……。

○松永忠二君 ちよつと云つておるのとが……。私が聞きましたのは、社会教育を振興させるのには、国はどうかと、県はどうかと、市町村はどうかと、そこへ金を使つていくのが一番大切な点かというのを聞いておるのです。その点だけで結構一つ。

御留意いただきたい。つきましては、やはり全国的に、あるいはブロック別に、このような研究調査の機会を作つていただきまして、十分社会教育の伸長をはかりたいと存じます。先ほど御質問になりました点は、守田先生がおつしやいました点と同一でございませうので、ただ違ふ点だけを申し上げますと、最初お答えしておいて申し上げたつもりでございませうけれども、公民館の施設充実、人材の養成、こういう点につきまして、大いに国費をお使い下さいということが伸長する大きな問題であると思ひます。

○公述人(松本久子君) それでは第三條と関連いたしましたんで、社会教育をどういふにすれば充実できるか、もつと振興できるかという点につきましては、先ほど来、あちらの議員さん、それから山本先生との質問のやりとりの際に私感したものでございませうが、純然たる研究調査という点と、私たち民主団体がやる研究調査は、これは社会教育活動であつて、おのずと違ふというふうにおつしやいました点につきましましては、私は頭が悪いので、どうも納得できないのでございませうが、あくまでも社会教育研究会がなさいます純然たる調査は、調査しおく程度で、それで補助金をもらう資格があるか。やはり調査なされば、それは自然に何かの資料として配付されるならば、これも教育活動になるのではないかと、こういうふうには私は考えを及ぼしていつておりますので、あくまでも民主団体としての独自の教育委員会とか、あるいはそのほか文部省あたりの援助、あるいは御協力を得ないで、単独で純然たる研究調査をする場合には、やはりこれも第十三條を削除してもかまわな

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

○公述人(松本久子君) ただいまの守田先生の御説明によりまして、大略私の意を得たと存じますが、特に第十三條削除という点につきましては、先ほど公述の際に申し上げました通りでございまして、一向に反対の方が反対なさいまして、私も私どもは依然として、早急にこれを実施していただきたいという熱望以外に何ものもないのでございませう。さて、それをどのように使うか、どういふ点に使へばいいかという御質問でございませうがこれにつきましては先ほど来の……。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

○公述人(松本久子君) ただいまの守田先生の御説明によりまして、大略私の意を得たと存じますが、特に第十三條削除という点につきましては、先ほど公述の際に申し上げました通りでございまして、一向に反対の方が反対なさいまして、私も私どもは依然として、早急にこれを実施していただきたいという熱望以外に何ものもないのでございませう。さて、それをどのように使うか、どういふ点に使へばいいかという御質問でございませうがこれにつきましては先ほど来の……。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

○公述人(松本久子君) ただいまの守田先生の御説明によりまして、大略私の意を得たと存じますが、特に第十三條削除という点につきましては、先ほど公述の際に申し上げました通りでございまして、一向に反対の方が反対なさいまして、私も私どもは依然として、早急にこれを実施していただきたいという熱望以外に何ものもないのでございませう。さて、それをどのように使うか、どういふ点に使へばいいかという御質問でございませうがこれにつきましては先ほど来の……。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

承認を得たわけですが。これは社会教育法の、昭和二十六年法律第十七号の際の附則の第六項にこの規定をしており、全然講習を受けなくても社会教育主事になることができるという項目があるわけですが。この点について、県の職員課では認定をしたわけではございませうけれども、社会教育課の方で認定をされたわけですが。おそろくこの吉江先生に御報告があつたのは、きょう傍聴に来ておられるこの兵庫県の社会教育課の職員から御報告があつたと思ひますけれども、その点についていろいろ時日を要しまして、そこで職員課の方から文部省に、該当するものかどうかということをお聞きをいたしております。当然該当するものであるという認定を得て私の任命をされておりますので、その点一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○公述人(松本久子君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

○公述人(松本久子君) ただいまの守田先生の御説明によりまして、大略私の意を得たと存じますが、特に第十三條削除という点につきましては、先ほど公述の際に申し上げました通りでございまして、一向に反対の方が反対なさいまして、私も私どもは依然として、早急にこれを実施していただきたいという熱望以外に何ものもないのでございませう。さて、それをどのように使うか、どういふ点に使へばいいかという御質問でございませうがこれにつきましては先ほど来の……。

○委員長(相馬助治君) ありがとうございます。○公述人(渡辺英雄君) 委員長、ちよつとお願ひをしたいと思いますけれども、松永先生の御質問にお答えする前に、先ほど吉江先生から御指摘がありました私の資格のことについて少し弁明させていただきますかと思ひます。

○公述人(松本久子君) ただいまの守田先生の御説明によりまして、大略私の意を得たと存じますが、特に第十三條削除という点につきましては、先ほど公述の際に申し上げました通りでございまして、一向に反対の方が反対なさいまして、私も私どもは依然として、早急にこれを実施していただきたいという熱望以外に何ものもないのでございませう。さて、それをどのように使うか、どういふ点に使へばいいかという御質問でございませうがこれにつきましては先ほど来の……。

不足しておりますために、せっかくありますところの社会教育費も使い残して、飲み食いに使つてありますので、そういうことがないよう十分しなければならぬのではないかと思います。

それから第二番目に、十三条を取つてしまつて、補助金が適正に配分される保証があるかということについては、私は保証がないと考えます。それは審議会を作つたり、国会の段階で一番下まで目が届くわけではないのであります。ただ一つ例をあげて申しますと、ごく最近の例ですが、ある町の婦人会長が、その町の教育長と講演会をするのについての講師と相談をしまして、意見が対立しましたところ、その教育長は、そういうふうに対処するならば、いまだ社会教育法が通つたときには、あなたたちのところなんかには助成金を出してやらないから、そしてお前のような婦人会をぶつこわすくらいわけはないという暴言を吐いておる事実がございますので、末端でこれを扱います人たちが、そういう状態にありますが、現在、公平に、すべてのこれは税金を還元するというならば今日まで共済事業委託費などの形で、その援助を受けていない団体がたくさんあるのですが、すべての国民に均等にこれが分けられなければならないのでありまして、そういう意味では、そういう保証がないということを私は考えます。

それから第二番目に、十三条を取つてしまつて、補助金が適正に配分される保証があるかということについては、私は保証がないと考えます。それは審議会を作つたり、国会の段階で一番下まで目が届くわけではないのであります。ただ一つ例をあげて申しますと、ごく最近の例ですが、ある町の婦人会長が、その町の教育長と講演会をするのについての講師と相談をしまして、意見が対立しましたところ、その教育長は、そういうふうに対処するならば、いまだ社会教育法が通つたときには、あなたたちのところなんかには助成金を出してやらないから、そしてお前のような婦人会をぶつこわすくらいわけはないという暴言を吐いておる事実がございますので、末端でこれを扱います人たちが、そういう状態にありますが、現在、公平に、すべてのこれは税金を還元するというならば今日まで共済事業委託費などの形で、その援助を受けていない団体がたくさんあるのですが、すべての国民に均等にこれが分けられなければならないのでありまして、そういう意味では、そういう保証がないということを私は考えます。

それから第二番目に、十三条を取つてしまつて、補助金が適正に配分される保証があるかということについては、私は保証がないと考えます。それは審議会を作つたり、国会の段階で一番下まで目が届くわけではないのであります。ただ一つ例をあげて申しますと、ごく最近の例ですが、ある町の婦人会長が、その町の教育長と講演会をするのについての講師と相談をしまして、意見が対立しましたところ、その教育長は、そういうふうに対処するならば、いまだ社会教育法が通つたときには、あなたたちのところなんかには助成金を出してやらないから、そしてお前のような婦人会をぶつこわすくらいわけはないという暴言を吐いておる事実がございますので、末端でこれを扱います人たちが、そういう状態にありますが、現在、公平に、すべてのこれは税金を還元するというならば今日まで共済事業委託費などの形で、その援助を受けていない団体がたくさんあるのですが、すべての国民に均等にこれが分けられなければならないのでありまして、そういう意味では、そういう保証がないということを私は考えます。

○松永忠二君 それじゃ松本さんにお聞きしたいのですが、その補助金を国の場合も市町村の場合も、ある市長さんが、ある町長さんが気に入ればそこへ補助金を出す、気に入らなくちゃ補助金をやめてもいいと、ただ補助金を与えることも与えないことも自由なわけなんですね。そうなつてくると、つまり与えることもできれば、額もすべて、幾ら補助金を出そうが、それは全部勝手だ、自由自在に与えることもできれば、与えないこともできるという状態に補助金はなると思うのです。そういうふうなことで果して一体適正な補助金が与えられる保証が得られるものなのか、どうなのか。それから委託事業とか、事業委託とか、共済ということになれば、各事業に出してもらつて、その事業について、この事業は適当だから出すという理屈がはつきりするわけですね。そういう事業の委託でもなく共済でもなく、ただ補助金を、あるときには出し、あるときには出さなという自由自在にできるという状態の中でも、この補助金が適正に各団体にいくという保証はどこにあるのか、お認めになつておられるのでしょうか、それを一つ御意見を伺いたい。

○公述人(松本久子君) ただいまの御質問が、果して私が十分くみ取れたかどうかということは不安に思います。が、県においても市においても、その知事あるいは市町村長の考え一つで補助金の額が多いこともあるかもしれないし、少いこともあるかもしれない、こういうふうなことにについて安心していられるかというお尋ねであつたと思うのでございますが、そうでございますか。そういうことは、結局私は、これで私がそれははつきりと保証できますと言ふことはできない。と申しますことは、その人柄によると思うわけでございます。その人柄によりまして、また妥当な線を民主団体が持つていくならば、その心情をくみ取つていただいて、大略私たちの意見というものはいられるのではないかと、別に大した不安は持つておりません。それでよろしうございませう。

○松永忠二君 いろいろ私たちが意見を持つておりますが、もう一つ、今賛成のほうの方からいろいろ御論議を承つた中に、社会教育関係団体というのは、もう自主性をだんだん高めてきておる、だから補助金をもらつても自主性というものを傷つけることはないじゃないかというふうな御意見がいろいろ開陳をされたのですが、それについて、川口さんと渡辺さん、どういう御意見をお持ちでありますか。

○公述人(川口浩君) 私は先ほども申しましたように、末端の青年と接しながら社会教育の仕事をやつておりますので、全国的にどうのこうのということとは、ここで責任をもつて申し上げることはできません。ただ私も日青協の理事という仕事をやっております関係上、一応、研究会などに出ておりますので、そういう問題を私なりに専門的に調査をしたり、考えたりしております。それらのことを総合して申し上げますと、全体として、婦人の場合でも青年の場合でも、自主性が出てきつてあるというところは、はつきり申し上げることができると思ふのであります。しかしながら、全体としてみた場合、特に農村全体の状態から推して考えた場合、まだまだ自主性が出ていないところも、言い切れないのであります。部分的にそういう芽ばえはうんとあるのだから、これを私は考えているわけでありませう。われわれとしては全国の至るところに芽ばえていく自主性を伸ばすことが、社会教育の振興をもたらすゆえんであるというふうな考えでいるわけでありませう。とにかく全体としてまだ自主性が強い形で出ているとは言えないというところを、はつきり申し上げておきます。以上です。

○公述人(渡辺英雄君) ただいまの御質問にお答えをする前に、私、実は三年ほど前、三年間ばかり、かつて山陰地方のある保育専門学院の講師をいたしておりました。その際に、その島根県の各町村を回つて、婦人団体の方々に触れる機会を持つたわけですから、常に感ぜられることは、農村において、特に婦人の地位を高めていくという場合、自主性を取り戻していくという場合に言われることは、財布のひもをだれが握つておるかということでありませう。ところがしゅうとめが握つておる、あるいは夫が握つておるという場合がたゞあるわけですから、その点を指摘いたしましたところ、多くの婦人たちが、今のような貧乏な財布なら、自分たちが握らない方がいいということを言つたわけですね。これは財政の貧困ということと自主性ということとを完全に取りかえしているわけですから、今度十三条削除に賛成をしている多くの団体の傾向をみると、どこかその取りかえの傾向を含んでいるんじゃないかという感じがするわけでありませう。それから今度十三条の削除については、社会教育の団体には社会教育事業ばかりでなしに、教育外の仕事があるのだから、それに対して補助金をだすのだということの解釈がなされていくようですけれども、とすると、補助金と引きかえに教育を放棄して、教育事業以外に専念をするという傾向が起つてきはしないか、こういう点、非常に疑問があるわけでありまして、そういう観点から、十三条の削除に対して私あまり賛成ができないような気がするのであります。

○公述人(山本敏夫君) ちょっと委員長にお願ひがあるのですが、私の述べました午前中の意見は、こまかな法制論でありまして、時間の点を意を尽しておらない点もありますので、午前中にお配りいたしました資料の二、三及び参考資料の一、これはできましたならば速記録にお載せ願ふことを、あとでけっこうでございますが、お考え下さつて、おきめをいただければと思います。これを一つ要望しておきます。

○委員長(相馬治君) それはあとで相談して委員長において善処いたします。

○坂本昭君 大へん遠方からおいでになられた方がおられて恐縮ですが、一つ簡単にお尋ねしたいと思ひます。遠方の方を含めて、いろいろな立場の方の御説明をいただきまして、非常に充実した公職会であつたことを感謝いたします。

○松永忠二君 今度の社教法の一部改正について賛否両論がございましたが、ただいま松永委員からのお尋ねに対して、皆さんの各位の御熱心な御意見によりまして、いずれも社会教育が非常に緊急必要である、そして予算的な措置をとるべきである、そういう点につきましては、みな意見が一致しております。特に具体的に、第一線での社会教育に、行政にも当つておられるところの方々の御意見は、いずれも公

すことが、社会教育の振興をもたらすゆえんであるというふうな考えでいるわけでありませう。とにかく全体としてまだ自主性が強い形で出ているとは言えないというところを、はつきり申し上げておきます。以上です。

薬でこういうことを言うのは御本人には大へん失礼に当りますけれども、事実恩給をとっていらつしやいますして、そうして恩給とあわせて、月に五千円とか三千円とかいうようなことでお働きを願つておる。しかも時間からいうと、朝早くから夜おそくまで、場合によると九時、十時まで働く、これは市民の方々の利用が高くなればなるほど、そういう犠牲がひどいわけでございます。そうしてしかも五千円しか出してない、そうして本人の身分に対しては何らの保障がない、ただ囑託である、そういう状況では公民館が盛んになろうとしても、ほんとうに親切に青年団、婦人会その他のお世話をするようにしてもできないんじゃないか、そういう点を強力に進めていたいただきたいと思ひましたのと、もう一つは、さっき申し上げましたように、民主団体の、民主団体と申しますか、社会教育に関係のあります諸団体、その助成が、これは当然一緒と申しますか、あるいはそれが先にいく場合も

て別に確かめもいたさなかったわけでごさいます。ところがきょうあなたの公述を承わっておりますと、西日本の婦人協議会では、これに対して、社会教育法の一部改正については賛成であるという意思表示をはっきりとなさっておるということなのですが、山高さんという全国の会長さんと、西日本婦人協議会長としての立場は、一体どういふふうになっているのでしょうか、それを伺いたいことが一つと、それから西日本で協議会をされて、今日この決議をなさいましたその間のいきさつについて、簡単にけっこうでございますが、お話しただきたいと思ひます。

○公述人(松本久子君) ただいま御質問いただきました全地婦連に関係のあります者は、本日の公述人で私一人でございます。この全地婦連とは全国各地婦人団体連絡協議会と申しまして、たとえば愛媛県連合婦人会、香川県連合婦人会という県単位の団体が集まっておる団体でございます。その会長が山高しげりさんでございます。従ひまして、山高しげりさんは東京都の地婦連の会長さんでございます。そういう組織の上に立ちまして、昨年の、日にちをはつきり覚えておりませんが、警職法の反対闘争が、たしか五日というの覚えておるのでございますが、十一月でございますか、十二月でございますか、その二、三日前に電報で、実は常任理事会の招集にあずかったわけでございます。常任理事会はプロックでもって常任理事会がございまして、私は四国代表といたしまして、何事であらうかと思つて出席いたしましたら、ちょうどその日が闘争の

日でございます。そしてほとんどの人が遅刻をして常任理事会に出たのでございまして、いつもの会は皆さんが集まらないとお始めにならないのに、その日ははつきりと十時にお始めになりました。そして私が到着いたしましたのは一時半おくれでしたから、何事であらうと思つておりましたら、よく聞いておりますと、社会教育法一部改正に対する反対を、実は私は表明したのだ、それは全地婦連の会長としてでなくて、個人の資格においていたしましたということでございます。そこで私たちは、個人の資格ということには、全地婦連の会長として発言する場合には、なかなか皆さんにはつきり御認識していただけないんだということでもって、了承することはできない、現に私たちは参議院の文教委員長である湯山先生の方にも、あの法案を通過していただきたいという電文もはや打つて済んだあとだと、こういうことで、なせもう少し地方の意見を聞いて、そのような態度を御決定にならないか、たつたかというふうなことを申し上げましたけれども、とにかく承せよというところでございまして、私たちは非常に不満な気持ちでもって帰つておりました。ところが西日本婦人団体連絡協議会が、たまたま愛媛県が当番でございまして、愛媛県でいたしたものでございまして、その席上集まりました県の代表者が、みんな不満の意を表されまして、なおそのとき出ておりました常任理事は四名おりましたので、中国プロックと、それから副会長が二名と、それから四国プロックの私と四名がつるし上げにあつたような状態

で、それでは、ここで一つ社会教育法の審議をしたらどうかということで、皆さんでいろいろ検討いたしました結果、かねて私たちが要望していたことと一致するので、そういう意味において、社会教育法は西日本婦人団体連絡協議会の名において決議をしたのでございまして、それで、さつそくにその決議をしたものを全地婦連の会長にも送付してございまして、また文部省の方へも送付いたしました。大体、以上のような経過でございます。

○近藤鶴代君 田中さんにお尋ねしたいと思ひますが、先ほどのお話の中に、社会教育法賛成のために文部省が非常に今圧力をかけたというふうなお話があつたと記憶するのです。で、そういうのは、一体どういうところによつて、そういうことをお感じになつたのでしうか。

○公述人(田中寿美子君) 文部省が圧力をかけた形跡があると私は申し上げたのです。実は私、各地に旅行しておりましたときに、社会教育課長が婦人団体の人を集めて、まだ国会に提案されて審議中でありましたこの法案について説明会を開いておられました。もちろんこれは法律的に申しますと、国会に提出された法律の案の説明ですから、少しも問題は無いのですけれども、実際に中央から係官が出て来たり、あるいはかねてお世話になつてい

る社会教育課長などが、これは非常に皆さんのためになる法律であるという説明をいたしますと、これは精神的な圧迫を受けるわけです。これは婦人団体だけでなくて、全公連の会議でも、係官が御説明にお出でになつたようでございますし、そのほか各地でそのこ

とを聞いておりますので、そういう精神的な圧迫を、ある意味では政治活動に近いようなことをされた形跡があるに申し上げたのです。

○近藤鶴代君 それはやっぱり立場が違つて、先ほどの皆さん公述なさりました御意見を伺つておりまして、例へば松本さんのように、現地に於いてほんとうに婦人会の団体の長として苦勞なさいました方の御意見と、そう申しますと大へん失礼でありますけれども、田中さんのように、どちらかと申しますと、そういう現地の経験

をあまりお積みにならなかつた方との相違という点もだんだんあると思うのです。従ひまして、ただいまのように、文部省がこの法案を通過させたいとか、法案を間違つて考えられては困るという点においては、それを説明して歩くということでは、必ずしも私は圧力をかけた形跡があるというふうな、そういう表現をするというところは、まあやはり一つの指導者の立場に立たれた方としてはどうかと思つたのです。また同時に私は、そうおっしゃいますと、そうすると、一面において自主性を守る会——自主性を守る会という意味で、国会議員であるとか、あるいはまた国立の大学の先生方が、この法案の絶対反対の先頭に立つておられるというふうな動きに対しては、あな

たはどういうふうにお考えになるのでしょうか。

○公述人(田中寿美子君) 圧力をかけた形跡があると、これは私の感じでもありますし、また、連合婦人会長さんの御意見の方だけが尊いようにお考えのようであります。私はその意味で一番末端からの事例を出しておるわけ

であります。名前を出せば、その人たちが非常に困るから伏せておるのであります。そういう事例を、そういう圧迫をかけられたと感じておる人たちが相当あるから、そういうふうな形跡があると言つたまででございます。大学の先生方が運動して歩いていらつしやるかどうかはちつとも知りません。ただ、研究をして意見を述べていらつしやるのでございます。

○中野文門君 だいぶ時間も経過して参りましたので、ごく簡単に渡辺さんにお尋ねを申し上げたいと思ひます。まず渡辺さんの手元から私どもに資料が提出されておるのでございまして、質問の便宜上、資料によつてお尋ねを申し上げたいと思ひます。この兵庫県のアンケートの成績がまず載つておるのでございまして、これはおそらく社会教育法等の一部を改正する法律案についての賛否のアンケートだろ

うと思ひますが、賛成七十六、一部賛成三十七、反対八、不明十二、その他一、未記入十五、合計百四十九という数字になつております。そこで、先ほど来、委員側からも言葉が出たのであります。あなたが、あなたの何回となく申された言葉の中に、百尺竿頭一歩型という言葉がございました。すなわち、この百四十九のアンケートの分析の一つとして、無批判型、盲従型、百尺竿頭一歩型、机上空論型、実践的批判型とこのいうふうに分けて説明をされておるようでございますが、これはどういふようになさるべきで、こういう五つの型をお出しになつたのか、まずそれをお尋ね申し上げたいと思ひます。

○公述人(渡辺英雄君) 中野先生の御質問にお答えをしたいと思います。こ

のアンケートは御指摘のように、社会教育法の改正について、あなたの感じではどう思いますかという質問を發しておるわけでありまして、その際、理由書きをいろいろしておられますが、きょう持ってきておりませんけれども、いろいろな理由書きを分析していったわけですね。それから後において、どの程度この社会教育法の改正問題が討議されたか、また認識されておるかということについて、いろいろな全県下から出て参りました研究員が話し合いをやっております。その結果、全然社会教育法の改正について無関心の方があつた。これはおそらく未記入の十五という数になつて現れたんじゃないかというふうに分けたわけでありまして、それからこの賛成型というものをあげたわけですね。この文部省案型、政府案型という言葉をカッパにしてあるわけですね。この理由書きを大体分析をしていきますと、公民館主事の国費負担が規定してあるから賛成だということを言っているわけですね。それから公民館主事の身分がはっきりと保障されるからというただし書きがしてあります。それから社会教育の主体性を確立するためには若干の国家権力の介入はやむを得ないということが書かれてあるわけですね。こういうこと理由を見て参りますと、これは全然當てていないということがあるわけですね。そういう点から、賛成論の中の全部とは申しませんが、ある程度の高いパーセントがこれに属するということができるんじゃないか。それから百尺竿頭一步型と言いますのは、これは一部賛成の意見の方なんですけれども、この

方たちのいろいろな意見を聞いてみますと、まあまあ仕方がないのじゃないか、文部省も苦しいだろう、文部省の苦しさは免じて一つ賛成しようじゃないかという意見が出てくるわけですね。もちろんこの県の公民館連盟の常任委員会で討議をいたしまして、それからそのあとで阪神ブロックの館長会議に下つてきておるわけですね。こういうふうになつて、遂に決定された経路が逆になつて、すでに決定された態度を承認するということになつてきて、それに対する不満がかなり強く出ておるといふこと、こういう点から考えてみて、やはり全公連型、まああ型というものは確かに言えるのじゃないか。それから机上空論型というものは、私の県ではございませぬけれども、先日ある県の公民館運営審議会に出席する機会を得たわけですね。その際に、委員さんのすべてが、この法改正は確かに問題がある、反対すべきだということを出しておられる。ところが、この態度を表明してはまずいからということ態度を表明を保留しておるわけですね。これが批判をしながら、反対だという態度を出おる、実践を伴わないというので机上空論型を設けたわけですね。それから実践的批判型といふものは、じっくりと討議をして、そしてそれに對していろいろ実践をしておる。この中にはもちろん賛成論もあると思う、それから反対論もあると思う。私はこれがいろいろな立場によつて批判をして、それが正しいと感ずるものであるならば賛成をするものけつこうでしようし、悪いと思うならばやはり反対をすべきだ、私は自分が反対の立場に立つておるから、賛成論の立場に立つ者が全く

無批判だというような極論はいたしておりません。しかし一応全体を討議してそのいづれかに属するでしようけれども、大体こういう五つの型があるのじゃないか、これはこの調査だけではないに、調査のただし書き、あるいはこれらまでの地方の実情、あるいはいろいろのな会議における発言、そういうものを加味いたしまして分析したものでございまして。

○中野文門君 たいだいまのお話の中の一歩型、この百尺竿頭一步型といふことが、(全公連型、まああ型)となつておりますが、何か公述人の渡辺さんは百尺竿頭一步といふ言葉を取り違えているのじゃないでしょうか、その点いかがですか。百尺竿頭一步型といふのはどういふふうにおとりになつておるのですか、参考にこれはお伺いするのです。

○公述人(渡辺英雄君) これは去る二月二十一日に、首相官邸で行われました全国の都道府県の公民館連絡協議会、この会長と事務局長の会議がございました。その際にこの陳情がございまして、おるわけですね。今度のこの改正はいろいろ問題があるけれども、百尺竿頭一步を進めて賛成しようという表現を使つておるわけですね。そこで、私もこういう表現が今出てくることに、私のようないわゆるアプレの感覚からすると非常におかしい感じを受けるので、非常におかしい表現であると感ぜましたので、(笑)この百尺竿頭一步型といふ名前をつけたのです。

○中野文門君 笑い声も出たようでございまして、この百尺竿頭一步を進めるといふ言葉は、古来、東洋でずいぶん使われてきた言葉でありまして、語

源を私の知る範圍で申し上げますと、これは禅の思想から出て参つております。百尺竿頭、竿の先まではだれでも行くけれども、それから先の一步を踏み切る、すなわち全我を露呈するといふ境地を百尺竿頭さらに一步といふ言葉で、われわれ東洋の思想を研究する者は非常に愛する言葉になつておるのですが、それがたまたま国会のこうした公述の席上で、そうしたといふ言葉がまああ型の中に一緒に入れられたことは私非常に残念に思つてございしますが、これは私のみのあるいは考えかも知れませんので、さらに進んで参りたいと思つております。

資料でいただきました二枚目の逐条賛否の点でございまして、第九條の二でございまして、第九條の二は、いわゆる現行法では、「都道府県の教育委員会事務所に社会教育主事及び社会教育主事補を置く」となつておるが、今度の改正案で、「都道府県及び市町村の教育委員会事務所に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く」、ただし、主事補は町村の場合は置かないこととがございまして、この第九條の二に御反対のようございまして、市町村の教育委員会の事務所に社会教育主事を必ず置するといふことなどのところが不賛成の原因であるか、私は不賛成の意図がわからぬのでございまして。渡辺公述人御自身は尼崎市の社会教育主事をやっておられる、兼ねて尼崎市立の公民館の主事をやられておられるのであります。尼崎市は兵庫県における、すなわち神戸に次ぐ人口四十数万を擁しておる大都市でございまして、その尼崎市でおそらくあなた一人だろと思つていま

すが、尼崎市の吏員として社会教育主事という職務をされ、公民館の主事を兼ねられておるあなたの口から、市町村に社会教育主事を必置するといふ改正案のどこが反対の御理由に相なつておるのか、非常に理解に苦しむのでございまして、その点について御答弁を承りたいと思つております。

○公述人(渡辺英雄君) 私たちは、法といふものが条文だけ、言葉の上だけで解釈すべきものでなく、全体的な政策の中で、あるいは全体的な時代の流れで解釈しなければならぬといふふううに感じておるわけですね。社会教育主事を市町村に必置するといふことは、将来においては必要になつてくるということでは私ははっきり言えると思つております。ただ横の結合を進めていく、公民館に對する政策が非常に手薄でありながら、社会教育行政を進めていく、末端機構としての役割を持つおそれのある社会教育主事のみを必置制にした。そこに問題があるといふふううに感ぜられるわけですね。確かに御指摘の通り、私一人しか尼崎市に社会教育主事はおられません。本年度、三十四年度にはもう一人置かうということになつておるわけですね。私は社会教育主事といふのは、図書館にしてもそうだと思うので、やはり右も左もすべての図書館がそろつておる、こういう図書館がよい図書館だと思つておる。社会教育主事の市民に對する働きかけにおいては、政治的に中立でありながら市民の考え方を進めていく、そういうような不当な支配に属さない、ある種の意図のない、そういうような独立した存在でなければならぬといふふううに考へるわけ

す。こういう意味からも、私自身、今後仕事を進めていく上で、こういう社会教育主事の必置を何ものよりも先にやろうという政策のもとでは、非常に仕事やりにくいというところを感じるわけですが、これは決して、私がただ単に感覚的にそれをなしているというのではなしに、たとえば、こういうことを申し上げて大へん恐縮ですけれども、私たちの近畿公民館の主事に松末という主事がありますが、これは大阪学芸大学の助教をやつていて、そうして豊中の公民館主事として就任した人です。あらゆる大会で助言者ないし議長という役割に立っているわけですが、けれども、これは非常に健康な人で、けれども、ある程度、齒に衣を着せないでものを言う、そういう観点から、かつての県の社会教育課長から忌みきられて、助言者として兵庫県に全然呼ばれなかったというようなことがあったのです。それから最近におきまして、この社会教育法の改正について、月刊社会教育その他で批判をしている津高正文教授を県の公民館研修会に呼びたいというのをいまして、ときに、県の社会教育主事が、津高さんは困るというようなことをはっきり言っているわけですが、その他、今度の社会教育学会が反対を声明いたしましたときに、社会教育学会というのは赤の集まりだというようなことを言っておるわけですが、こういう流れの中で、私たちは社会教育主事の必置しようという行き方に反対をしているわけですが、○中野文門君 申し上げるまでもなく、あなたの公述人としての本日のお立場は、個人的な立場でお見えになつておるのであると思ひます。がし

かし、尼崎市の社会教育現任主事であり、兼ねて尼崎市立公民館の主事であるという点も間違いないのでございませう。そこで尋ねたいのは、あなたは尼崎市における社会教育主事として、あるいは公民館の主事として、これはもちろん市町村条例の定めるところ、尼崎市は尼崎市の条例その他当然ございませうし、吏員の職務規程もございませう。あなた自身が社会教育主事なり公民館主事として現在おられて、特にあなたの御発言を聞いておられますと、何か個人の立場ではあるかと思ひますけれども、本日の御発言は、しかし、そのような御発言を通して、午前中からあなたの御発言を聞いておられますと、尼崎市の社会教育主事とか、あるいは公民館の主事なんかは、もう立ちどころにおやめになって、自由な立場から社会教育問題に取り組まれた方がいような感じを受けるのでございませう、何かあなた自身が社会教育主事として、そういうようなことで、(答弁の必要なし)と呼ぶ者あり)そういう点についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○委員長(相馬助治君) 答弁します。次に、これも資料でちやうだいした第九條の四、五、六、社会教育主事の講習、認定、研修というふうになっておりまして、「政府調製の社会教育行政担当者、政府用命の社会教育主事となり、その指導が国家意志の強制伝達化するオソレがあるのを反対する」と、こういうふうな書かれてあるのだから、こゝに「国家意志の強制伝達」ということとございませうが、「国家意志」ということをどういうふうにお考えになつておるのでございませうか、御説明を賜わりたいと思ひます。

○公述人(渡辺英雄君) 直接お答えする前に、ちよつと引用をしておきたいと思ひます。それは大へんまいきな言い方ですけれども、曾野綾子さんが訳したと思ひますが、マッキーヴァーの社会学入門という本の中に、コミュニティについて説明して次のように書かれてあります。これまでは、国家といふものをコミュニティーだといふふうな解釈してきた。基礎社会だといふふうな解釈してきた。そこに問題があるのだ。国という、民族という立場に立てば、それはコミュニティーであるかも知れないけれども、国家といふのは明らかにアソシエーションだ。だからやはりそこでは国民の真の利益を代表するものじゃないということを書かれてあるわけだ。そういう観点から、私たちはやはり国家といふものを見て参りたいというふうな考えのわけだ。私は、実は二、三の女子の短期大学で、今休んでおりますけれども、社会保障ないしは社会事業に関する講座を持っております。そういうような観点から国家といふものを分析して参りますと、国といふのはどこまでも第三者的な存在ではないということを経済学的に立証できるのではないかと、そういう観点で、先ほど公述、最初の意見を述べたときに申し上げたこととすけれども、アメリカの神学者のR・ニバーが、教育といふのは国の宣伝である、支配者にとっては解放の手段である。支配者たちは、国民に、被支配者たちに教育を与えるときに、そこに恐怖と期待を感じたであらうということが書いてありますけれども、確かに、そのような第三者的

な、どこまでも中立の立場に立つて果して国といふものが存在するかどうか。ここに非常に疑問があるわけだ。これは国の、現在、日本国憲法の中に規定されているいろいろの精神とは一応矛盾をいたしますけれども、私は日本国憲法の精神を現在の段階において守り抜くためには、やはり国家の意思の伝達というそういう観点に立つて強く感じているわけだ。

○中野文門君 この「国家意志の強制伝達化するオソレがあるのを反対する」ということとございませうが、国家に意思がある、国家の意思が、強制でなければ、伝達されても、これは国家の意思が国民に伝達されることは当然であるわけだ。また伝達されねばならぬ。私はさうに思つておりますが、「国家意志の強制伝達化するオソレがある」からいけないということが、まだ私自身理解できないのですが、もうちよつとわかりやすく教えていただけませんか。

○公述人(渡辺英雄君) 日本の社会教育の歴史を、通俗教育という名前のもとで出てきてからその歩みをずっと振り返つて見ますと、確かに国の一方的な伝達を努めてきているわけだ。これは少くとも戦前の社会教育の歩みといふものを振り返つて参りますと、少くともはつきりとして、それは国民のための国民による教育ではなかった。真に国民の中に批判精神が芽ばえる考へ方がなかった。知性が育つていくような目的が社会教育に中心にうたわれなければならぬ、こういうふうな解釈すると、国の一方的な意思が伝達される、そのことだけが強制されると

うか、伺いたいと思います。

○公述人(渡辺英雄君) 私に一番最初出ました辞令は、社会教育主事を命ずるという辞令でございます。そのあとで私がいろいろな事業をやつて参ります場合に、公民館の中に実際に入らなければ現場と接触を非常にしにくい。そういう意味で公民館主事の兼任辞令をもらいたいということを非常に強く要求したわけです。現在では社会教育課と公民館の職員はいずれも兼任になっております。私は社会教育主事が主役で、公民館主事を兼ねるという辞令は出ておりますが、私は実際の活動を進めていく場合においては、公民館主事としての役割に非常に大きな期待をかけております。また事実それに非常に大きなウエートをかけて仕事をしておるということを申し上げておきます。

○松澤靖介君 それでは全国の公民館連絡協議会とか、そういうものに対して、公民館主事というものは、任意制でなくてやはり必置制にすべきであるというような御意見をなされたことがあるかどうか。

○公述人(渡辺英雄君) 公民館主事の身分を保障する、すなわち必置制にするという問題は、この資料の中に、第一回大会から第七回大会までずっとしてございましてけれども、第二回大会以来の公民館の関係者の要望でございまして。そういう点で私は第七回の大大会だけにしか出ておりませんけれども、その際にも強く要望をいたしておきます。先ほどから守田八幡市長さんからもお話がございましたように、確かに現在の公民館関係者の強い要望である。それはわれわれ主事だけではな

しに、公民館館長としても強く要望しておるのではないかと、それが本音だというふうな考えがあるのでございます。

○松澤靖介君 守田さんにお伺いしますが、全国の公民館連絡協議会におきまして、今度の社教一部改正に對しまして、今までの考え方がやはり公民館主事を必置制にすべきであるというお考えがあまり強くなかったのか。それであつた社会教育主事を先決にすべきだということの意味において今回御賛成になったのかどうか。

○公述人(守田道隆君) その前に、一言私は今のことに関連しまして、全国の公民館連絡協議会の立場をはっきりいたしておきたいと思つておきます。

さつきから尼崎の渡辺さんからいろいろお話がございましたが、何か公民館の内輪が非民主的で、何かでたのやり方をしておるような御発言が、この国会の公聴会の席でございまして。いろいろ不平をお持ちになつておるうちに承知しましたが、しかし今日まで、先ほどからいろいろお話がございまして、わが国の公民館並びにその団体のありまゝ各県の連合会、全国の公民館の連合会、そういうものの立場は多少御存じじやないかと思つておます。ところが一部においてそういう話がありまして、たとえば府県の連合会で意思をまとめられて、そのうちからお話しがございまして、全国の連合会には議題にならぬわけでございます。そういうことに対して今日まで何らの公式な手続がとられておりません。いろいろ御不平があらまされたけれども、全国公民館連絡協議会としては、少くとも昨年の春以来は、し

ばしは皆様の御意思も聞き、それからいろいろな広報活動もほとんど月に何回かを送るくらい広報活動をしていたしております。そして各連合会あるいは単独に主事の方や、社会教育主事あるいは公民館主事、そういう人からの意思の発言もあつておりました。そういう点をとり上げて、いろいろ皆さんと慎重審議した結果、公述いたしましたような結論に達したわけでございます。ところが、何か中央できめてしまつて、それを府県に流したと一部の現象をとらえておっしゃつておると思つておます。象のしっぽをつかまえて象全体のお話しをなさつておるような、はなはだ不愉快な感じを私は得ておます。ことに私に對して直接おつしやるならば、これは内輪でございまして、この参議院の公聴会の席で、そういうお話がしげしげと出まゝすることは、これは全国の公民館連絡協議会の皆さんに對しても、まことにこれはまずい話になるわけでありまして。そういう点は非常に遺憾に考へております。個人としてどういふお話しをなさろうと、さつきお話しがございましたように、これは自由でございまして、それは別に束縛するわけではございませんが、しかし全国の公民館の中にお入りになつておつて、いわゆる社会教育主事としての立場、ある組織の中にお入りになつておる方が勝手な御発言をなさつて、そして自分の方でこれまでも意思の発表もしないで、そしてこういふところ、そういうことを皆さんに提供しまして、あたかもこの全国の公民館連絡協議会というものが、皆さんに對していろいろこれまでお願いをいたして

おりますが、そういうものに対してはどうも……。

○坂本昭君 議事進行、質問に對する返事をしてもらいたらないんだ。

○公述人(守田道隆君) いやちよつと……それは質問でございまして、さつきはつきりその点をしておきませんと……。大へん余分なことでは恐縮でございまして、その点ははつきりしておきたいと思つておます。というのは、参議院の皆様には、これまでたびたび陳情もいたしまして、全国公民館連絡協議会の意思の決定ということ、先ほど公述しましたものはお願いしたのであります。そういう姿でございまして、その点は御了承を願ひたいと申し上げるのでございまして。

それから今お話しがございましたこの全国の公民館連絡協議会といたしましては、お尋ねがございました社会教育主事と、それから公民館主事との関係、これは社会教育主事並びに公民館の主事は、御承知の通り両方とも非常に必要な職制でございまして。いずれも実は必置制を要望してきただけでございます。ところが大蔵省あるいは文部省、自治庁その他に折衝を続けました文部省の方で県のほうに早くから設置をされております。必置になつておられます。ところが公民館の主事の方は必置になつていないのです。そういう関係と、もう一つは、社会教育主事の方は、これは全般を見ますので、数々の点から申しますと少数でございまして。ところが公民館の方は、公述のとくに申し上げましたように、一館に一人ずつ主事を置きましたも三万四千でございまして、さうする

と、百億以上の金がかかる、そういうふうな問題もございまして、折衝はいたしましたけれども、社会教育主事は、従来、県に、県の教育委員会に、あつたものだから、それを市町村にお必置しよう、これはさつきも渡辺氏から話がありましたように、数は少数でございまして。しかもそれを渡辺氏の場合と同じように、公民館の主事と現段階においては兼務してよろしい、さうしてわれわれとして要望いたしましたのは、社会教育主事はかりでなく、公民館主事もぜひこの際に必置制にしたいというところをお願ひしたのでございまして、これを置き

ますためには、全国の五百二十幾つの市と、それから何千という町村、そういうところの財政事情とにらみ合せなければできないわけでございます。百億の国の費用、そのうちの一部でございまして、国の費用をいただくばかりでなくして、地元の市町村の負担が非常にふえるわけでありまして。そういう事態もございまして、残念ながら、折衝ではこの程度しかいかなかったわけでございます。そういう点で、おそれ一年間、その問題は各省にお願ひを申し上げました結論でございまして。

○松澤靖介君 もう一つ、前から公述人の方からお伺いしますと、社会教育の推進の場は公民館である、そのためには公民館主事を置くべきであるといううな御意見を多数の皆様から伺つたやうに存じます。しかし、国が百億もかかるからといって、この社会教育には、かかろうが、二億がかかろうが、そんなものに拘泥しないで、もっとも強力に、私は皆さん方が政府を鞭撻する

なり何なりやるべきだと考えるんです
が、そういう点において今後おやりになるつもりですか、どうなんですか。
○公述人(守田道隆君) 松澤先生から大へん心強いお話しを承かりまして、百万の味方を得たような気がいたしました、大へんこれは、おそろしくきょうの公述にお立ちになりました皆様も御同様の感じであると思います。私も同じくそういうつもりでございますが、しかし地方財政の事情のわかり過ぎております関係と、それから実は金ばかりではございません。公民館の受け入れ態勢と申しますか、そういうものもまだ過渡期でございます、それさえできれば、すべてオーケーというわけに参りません。そういう点で、これまで折衝をあちこちに長くやりましてけれども、現段階でとまったわけでございますが、一つ皆様方の非常な御熱意をいただきまして、ぜひともその段階まで持っていきたい。おそろしく失礼な話でございますが、政府、文部省の御当局にしまして、そういう御意思であらうと、こう推察いたしておりますので、今後一つよろしく願ひいたします。
○委員長(相馬助治君) 間もなく終りにしたいと思ひますので、御協力を願ひます。

も伺っておりますと、本年、滋賀県下で日本ボーイスカウト大会を行うことになっていそうでございますが、そのうすると、そういうふうなふうな団体には、国の補助が与えられないということになると思ふんですが、その点はどうお考えになりますか。
○公述人(小林運美君) ただいまの御質問でございますが、われわれ社会教育団体といたしまして、いろいろの事業をいたしておりますが、ただいま御質問のように、本年八月、滋賀県の養護野という所で、全国のボーイスカウトの大会をいたします。これに對しまして、非常な経費がかかります。これはひとり日本のみならず、世界各国でそれぞれ自分の国の大会をやっております。それからまた世界の大会もございいます。今年はたまたまフィリピンで世界大会が七月に行われます。これには莫大の費用を要しております。フィリピンは、われわれの方ではボーイスカウトのジャンボリーと申しておりますが、ジャンボリーの予算は、フィリピンにおきまして、日本の金にいたしまして十五億ほどかかるのであります。そのうちの三分の一はフィリピンが政府が出します。それから三分の一の五億は、いろいろの関係の寄付を求めておりますし、三分の一の五億は、集まります子供たちが出し合つてやります。これは世界の場合でございます。一昨年、英国にありました世界大会も同様な組織でやりました。これは各国とも大体四年に一ぺんやることになっておりますが、そういう臨時のものに對しましては、われわれ等細な子供の一カ月十円というふうな経費からは、とてもまかないきれないので

ございまして、そういうような大会に對しては、国の補助を直接団体は補助していただくのが当然と私は考えます。なお、こういう大会というものは、個人でというふうなことはとうていできない、こういうことはおわりの通りでございます。そういう場合には、ぜひこの団体に補助していただきたい。ただお前たちが自分たち勝手な大会をやるんだから、それは自分でまかなえというふうな御議論があるかもしれませんが、われわれは決して勝手にやっておるわけではございません。われわれの大会を持つというものは、今回は日本であるという場合には、外国から数千のボーイスカウトを参加させるようにしております。すなわちよその国のおつき合ひをいたします。そういう関係で、多少はわれわれの団体としまして、外国人に對する礼を失しないために、相当の経費を必要としますので、そういうものには国の助成金をいただきたいというふうに考えております。

○後藤義隆君 川口さんにお尋ねいたしますが、ごく簡単に願ひいたしますので、簡単に申します。千葉県の青年団が、県の教育委員会に何か共催を申し込んだところが、それを断わられたのは非常に不都合だというふうな意味の御批判の発言がございましたが、先ほどそういう趣旨のことがございまして、何か共催を申し込んで、それに対して共催を断わられたことがありますが、それは今度の社会教育法を改正すれば、どういふ点が共催を断わられるような理由になりますか、その点について伺ひたいと思います。
○公述人(川口浩君) お答えいたします

す。その前にお断わりをいたします。どういふことかという点、私は千葉県青年団がそういう問題にぶつかったというふうな言つたわけではありませんが、日青協の問題と、それから県下の各町村に起つた問題、この二つを申し上げた次第でございます。しかし、やはり県の場合も、今お尋ねがございましたので、多少申し上げておきたいと思ふわけですが、それはどういふことかと申すと、ここに文部省のお役人も二、三お見えになつておりますので、私の申し上げた発言を御利用されと困るんですが、そのことを御利用されないようにお願いした上で、一つ言つておきたいことがあるわけですが、それはどういふことかという点、私も実はつい最近、県自体の青研集會をやつたわけですが、青年問題研究集會をやつたわけですが、そういういたしましたところが、講師の問題で、いや、あの講師はいけなから何としまして、この講師は、そういう注文があつたわけですが、もう少し具体的にばつきり申しました。う。吉田昇という講師は、これは社会教育法にまつ先に反對してゐるのだから、これだけは何とかしてくれないかという発言がはつきりしておるわけですが、それから学生団体を記録係に頼むそうだが、これも何とかしてくれないかという発言があつたわけですが、それから分科会に平和と民主主義という話し合ひの分科会があるわけですが、これも何とかしてくれないかという発言があつたわけですが、私もそれはそういう発言にびくともありませんから、別に問題はなかつたわけでありまして、別に問題はなかつたわけでありまして、むしろ私もその青年団の中から編み出した理論で社会教育家の方々に話をいたしました

ところ、御了解願つたわけでありまして、けれども、しかし、もし私どものようなそういう強さがなかつた場合には、これは必ず干渉として、あるいは圧迫として具体的な結果を現わすわけですが、こういう事態が県の中にもあつたということをお話ししました。それから参考までに一つ申し上げておきたいと思ひます。これは県の課長に對して、ちょっと申しわけない発言でありましたが、こういう発言をしてゐるわけですが、私も正しい方針で青年団を指導しようとする文部省の意思に反してしまふ。といつて、文部省の意思に沿つて指導しようとする、君たちからおしかりを受ける、おれたちは一体どうしたらいいのかわからない、そういう苦しい答えを出してゐるわけですが、私も決して課長をいじめているわけじゃないという点で、課長を抱えるような態度でそれに接したから、まだよかつたわけでありまして、けれども、これはしかし、考えようによつては、受け取りようによつては重大な干渉になつてくるわけですが、そういう事態が県にもあつたということをお答へするわけでありまして。

○後藤義隆君 今私のお聞きしていることは、そういうことではなしに、今度の社会教育法を改正することが、その問題とどういふ関係があるか、何条を改正することに関係があるかというところをお聞きしてゐるんです。あなたには有線放送の例をあげたり、そういうふうなこともされたんですが、何条を改正すればそういうことになるか、改正しなくても、現在でも、あなたの言うところによると、そういうふうな干渉を受けているというんだが、改正す

ところ、御了解願つたわけでありまして、けれども、しかし、もし私どものようなそういう強さがなかつた場合には、これは必ず干渉として、あるいは圧迫として具体的な結果を現わすわけですが、こういう事態が県の中にもあつたということをお話ししました。それから参考までに一つ申し上げておきたいと思ひます。これは県の課長に對して、ちょっと申しわけない発言でありましたが、こういう発言をしてゐるわけですが、私も正しい方針で青年団を指導しようとする文部省の意思に反してしまふ。といつて、文部省の意思に沿つて指導しようとする、君たちからおしかりを受ける、おれたちは一体どうしたらいいのかわからない、そういう苦しい答えを出してゐるわけですが、私も決して課長をいじめているわけじゃないという点で、課長を抱えるような態度でそれに接したから、まだよかつたわけでありまして、けれども、これはしかし、考えようによつては、受け取りようによつては重大な干渉になつてくるわけですが、そういう事態が県にもあつたということをお答へするわけでありまして。

ところ、御了解願つたわけでありまして、けれども、しかし、もし私どものようなそういう強さがなかつた場合には、これは必ず干渉として、あるいは圧迫として具体的な結果を現わすわけですが、こういう事態が県の中にもあつたということをお話ししました。それから参考までに一つ申し上げておきたいと思ひます。これは県の課長に對して、ちょっと申しわけない発言でありましたが、こういう発言をしてゐるわけですが、私も正しい方針で青年団を指導しようとする文部省の意思に反してしまふ。といつて、文部省の意思に沿つて指導しようとする、君たちからおしかりを受ける、おれたちは一体どうしたらいいのかわからない、そういう苦しい答えを出してゐるわけですが、私も決して課長をいじめているわけじゃないという点で、課長を抱えるような態度でそれに接したから、まだよかつたわけでありまして、けれども、これはしかし、考えようによつては、受け取りようによつては重大な干渉になつてくるわけですが、そういう事態が県にもあつたということをお答へするわけでありまして。

ればどうしてそれが悪くなるか、こう
いうようなことをお聞きしているわけ
です。簡単に、第何条を改正すること
によってそういうことになるかという
ことだけでけっこうです。

○公述人(川口浩君) 第何条というこ
とじゃないんです。

○後藤藤雄君 私のお聞きしているの
は、今度改正しようとする第何条を改
正すればそういうことになるかとい
う、その条文だけ聞いているんです。

○公述人(川口浩君) 十三号です。

○後藤藤雄君 十三号を改正しなくて
も、現在のままでもそういうふうな干
渉を受けているとおっしゃるんです
か。

○公述人(川口浩君) そうです。十二
条と十三条は、先ほどのどなたかの御
発言の中に、十三条を取っても、十二
条が破れて生きていくんだから問題
はないじゃないかという御発言があっ
たわけですけども、これは論理の転
換というものです。なぜかという、
現行法においてさえも、十二条があっ
てさえもやられていくわけです。私ど
もはこの十三条が取られるということ
になると、先ほど松永先生からお話
がありましたように、今度はどうい
う団体にやろうとやるまいと、あるいは
その重をふやそうと減らそうと、それ
が自由にできるようにするので、これ
はそんなことはないとおっしゃるかも
しれませんけれども、私も理屈で
なくて、現場の体験の中から、それを
からだで感じ取っているということ
を申し上げたわけでございます。

ついでに一つ申し上げておきたいこ
とは、本日、こういうことを申し上げて
は失礼でございますが、資格がどうの

こののという、そういう形式論でこの
公聴会が終始したということは非常に
遺憾に思います。今、日本の社会教育
の現場がどうなっているのか、どうい
う問題にぶつかっているのかというこ
とのお話し合いがなされると、もっと
よかったんじゃないかという感じが
持ったわけでありまして。

○委員長(相馬助治君) 六時までに何
とか終りたいと思いますが、御協力願
います。

○後藤藤雄君 それでは今の川口さん
にもう一点だけお聞きいたしますが、
共催というよりも、補助金を出しても
らった方が青年団の運営は自主的にで
きるのではないかと、その点だけ
け。共同主催の共催あるいは委託とい
うことよりも、補助金をもらってやる
ことの方が自主的に活動ができるので
はないか、その点だけ、あなたどう思
いますか。

○公述人(川口浩君) そのお説は一見
いたしましたところ、ごもっとものよ
うに聞こえるわけでありまして、な
ぜ、実はそうじゃないわけなんです。
そうでないかという、今まで県の社
会教育課や町村の教育委員会は、どう
いう理由で共催金を出さなかったかと
いうことをお考えになっていただければ
すぐわかるわけです。大体は幹部の傾
向が悪い、あるいはそれは政治活動だ
という解釈のものにやらないわけ
です。つまり政治活動するような団体は
社会教育団体ではないのだ、青年団の
活動ではないのだという解釈をされる
わけでありまして。ところが私どもの現
場の声は、政治活動というのは何を
指すのか、われわれは生活をよくする
ためにやっていると、どうしても政治

の問題にぶつかってくる、生活をよく
するという観点から政治の問題に
をせざるを得ないのだということをや
ると、すぐ政治活動だということ共
催金を拒否される。もし今後、先ほど
も申しましたように、お上の方針に結
果においてたてををつくようなこと
になった場合、これは社会教育団体じゃ
ないのだ、政治活動する団体なのだと
いう解釈のもとに、そういう政治活動
する団体には補助金をやらぬというこ
とになるわけです。われわれに自由
金をくれて、自由に使わせるとい
うことならばまだしもですが、それは今ま
での前例から推して、とうてい考えら
れないわけなんです。政治団体だから補助
金をストップされることは明らかであ
ります。これは体験の上から、はつき
り自信をもってお答えすることができ
るわけでありまして。

○後藤藤雄君 次は山本先生にお聞き
しますが、十三条の社会教育団体の行
為は、あなたは憲法八十九条の教育の
事業であるというふうなふうに、何か
私は午前中にはそういう工合に伺った
のですが、そういうふうにお考えで
しょうか、どうでしょうか。

○公述人(山本敏夫君) この私の論旨
は、午前中に申し上げましたように、
教える導く要素のあるもの、あるいは教
育の事業であって、それが八十九条の
教育の事業であって、その要素でない
ところのもの、そういう要素ない形
で、そういうものをこれが八十九条の
趣旨に反すると、かように申したのであ
りまして、御質問に大体その通りだとい
うふうに申して……その御質問があり
ましたが、社会教育活動というものが

社会教育の事業とどう違うかとい
しても、これはほとんどまあ変りがな
いもの、私は変りがないと、さように
解釈すべきものと思うのであります。
ことに先ほど来何度も申し上げてお
りますように、最近の文教政策なり、
その背景の動向から考えまして、この
八十九条の教育の事業というところ
にきまして、あまり限定したような解
釈をすることはよくない、これははな
だちよと憎まれ口をきくようでは恐
ろしいですが、文部省も従来そういう解釈を
してきておりまして、昭和二十三年の
七月十四日の社会教育局長の通達な
どを見ましても、はつきりそれをいつ
ておられます。特定の民間団体に援助を
えちやいけな、それは憲法八十九条
により、自今これを打ち切ることとい
うことを二十三年七月十四日の通達
で言っている。これは非常に申し上げ
にくいのですけれども、はつきりさせ
るために申し上げますが、七で、都道
府県教育委員会が、たとえばボイス
カウトなどの会合にその費用を支出す
ることは不当であるということわざ
わざ七で申しておる。五で八十九条と
いうことをいつておられますから、この
解釈が私は正しいと思うのです。つい
でに申し上げますと、十三条では団体
といっているから、だから十三条は団
体のことを禁止したのだから、個人に
出すのは十三条に触れないのじゃない
かというふうな御発言もありました
が、これが今の御質問にも関連がある
のですが、八十九条は慈善、教育もし
くは、博愛の事業に対して、団体であ
るが個人であるがこれは別にきめて
ないのではありません。従って先ほどの御
質問の通りに、私は社会教育関係団体

の行なっている教育活動は、やはり教
育の事業というふうに見るのが妥当で
ある。これがことに現在の任命制教育
委員会、そのほかの情勢から考えま
して、そう考えることが、ことさらに必
要でもありませんし、また、その点で妙
な例外を置きますことが、この公けの
支配に属さない団体に対して、公
金を不当に乱費したり、あるいは干渉
したりすることになりますので、この
点について例外解釈を設けるべきでな
いというのがお答えであります。

○後藤藤雄君 もう一点だけ。社会教
育法の十三条と憲法八十九条とが、ほ
んど同一であるということになりま
すれば、社会教育法の附則の第六であ
ります。これは全国的及び国際的の事業を行う
ところのものに対して補助しても差
つかない、こういうふうなふうな法
律があるわけなんです、これはあな
たのお考えはどうでありましょうか。
憲法違反でしようかどうか。

○公述人(山本敏夫君) その法改正は
ございましたけれども、はつきり申し
上げますが、憲法違反であるというふ
うに考えております。これは宮沢氏の
注解憲法、最近のコンメンタール編に
おきまして、これをごろんなれば、
これは法律改正以前の見解でございま
すが、宮沢氏の見解などによりまし
ても、その点は違憲性がある、かよう
に考えておりますし、名前を引くこと
は、これは著者ではありませんで、
この場合は違憲をさせていたでいて、
ほかの憲法学者なり、行政学者なり
も、この点につきましては私も意見を
ただしておるのであります。私につ
いての御質問であります、私はこれは

やはり連繋である、さようにはつきりと申し上げます。

○松永忠二君 会後のこともあるので、一つだけ確めておくためにお聞きしたいと思うのですが、四人の賛成の公述人の方々が政府委員室にお集まりになって、そうして文部省の方々とお話し合いをなさったということをお聞きしたわけなんです、政府委員室にお集まりになったのですか、その点だけこれは確めておきたいと思うのですが、どなたでもけっこうです。

○公述人(小林運美君) ただいまのお話、私は全然そういうことはありません。いづどこでそういうことをお聞きになったのでしょうか、私はきょうはあすこの控室に行きました以外に、全然そういう所に行ったことはありません。

○松永忠二君 私はそういうお話を聞きましたので、そういう事実がなければないということで、あればあるということ、そのほかの三人の方に、そういうことはないのでしょうか。

○公述人(松本久子君) 私は政府委員室に入りました。しかしそれは参議院の中のどの部屋かわかりませんから、文部省の方に連れてきていただいで、一応どの部屋か聞いていただくために入ったのと、私が東京へけさ参りましたから、連絡しなければならぬところへ電話をするために入っただけでございます。

○松永忠二君 もう二人の方にお聞きをしたい。二人の方、どうですか。

○公述人(守田道隆君) 私面会はいたしましたが、打ち合せはいたしません。

○公述人(徳永アサ君) 私も松本さんと同様でございます。場所を聞くために参りました。

○委員長(相馬助治君) 以上をもって公聴会を終るわけであります。終りに当りまして、一言、委員会を代表して私からお礼を申し上げたいと思います。

守田君外七名の公述人の方は、本日、非常に御多忙のところを午前、午後にわたり、しかも長時間、六時になるこの時間まで熱心に公述をして下さり、かつ委員の質問にお答えいただきまして、まことにありがとうございました。皆様方の御意見を十分に参酌いたしまして、本委員会は、本法案に対する審議に大いに益するところがございました。非常に簡単でございますが、委員会を代表して、公述人各位に厚く感謝の意を表します。ありがとうございます。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二分散会